



# 長岡市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない長岡へ～

平成31年3月



新潟県長岡市





# 計画策定にあたって

全国の自殺者数は、自殺対策基本法の施行以降年々減少傾向にあり、新潟県、並びに本市においても減少傾向ではありますが、今もなお毎年 60 人を超えるかけがえのない命が自殺によって失われているという厳しい現実を、私たちは重く受け止めなければなりません。

その多くが個人の自由な意思や選択の結果ではなく、様々な悩みが重なり心理的に自ら命を絶たざるを得ない状態まで追い込まれた末の死と言われる自殺について、社会全体でその対策を考えるべきものであります。

本市においても、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の取り組みを市民の皆様とともに考え、自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題として、生きることへの包括的支援として自殺対策を推進していく必要があります。

全ての人々が、かけがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、妨げとなる諸要因を解消するための支援とそれを促進するための環境の整備充実を図るため、このたび「長岡市自殺対策計画」を策定いたしました。

今後は本計画に基づき、行政をはじめ関係機関・団体、そして市民の皆様と連携しながら、自殺対策を総合的に推進してまいりたいと考えております。市民の皆様にも自殺を身近な問題として考え、一人ひとりがそれぞれの立場で、自殺予防に取り組んでいただきますよう、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に際し、貴重な御意見や御指導を賜りました自殺対策計画策定委員会の皆様をはじめ関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成31年3月

長岡市長 磯田 達伸

# もくじ

第 1 章 計画の策定にあたって .....	1
第 1 節 計画策定の背景・趣旨 .....	1
第 2 節 計画の位置づけ .....	2
第 3 節 計画の期間 .....	3
第 4 節 計画策定の体制 .....	3
第 2 章 本市の自殺をとりまく状況 .....	4
第 1 節 人口構成、死亡の状況等 .....	4
第 2 節 本市における自殺の現状 .....	5
第 3 節 アンケート調査から見た状況 .....	11
第 4 節 本市における自殺の主な要因 .....	16
第 3 章 計画の基本的な考え方 .....	18
第 1 節 計画の基本理念 .....	18
第 2 節 計画の基本方針 .....	18
第 3 節 計画の数値目標 .....	21
第 4 節 施策の体系 .....	22
第 4 章 具体的施策の展開 .....	25
第 1 節 地域におけるネットワークの強化 .....	25
第 2 節 自殺対策を支える人材の育成 .....	28
第 3 節 住民への啓発と周知 .....	31
第 4 節 生きることの促進要因への支援 .....	34
第 5 節 SOS の出し方、受け止め方への支援 .....	41
第 5 章 計画の推進 .....	44
第 1 節 計画の推進体制 .....	44
第 2 節 関係機関、団体等との連携・協働 .....	44
第 3 節 計画の進行管理と評価 .....	45
資料編 .....	46
1 長岡市自殺対策計画策定委員会設置要領 .....	47
2 長岡市自殺対策計画策定委員会委員名簿 .....	48
3 長岡市自殺対策計画庁内ワーキング名簿 .....	49
4 長岡市自殺対策計画事業一覧 .....	50

※本計画の平成 31 年度以降の元号表記につきましては、平成 31 年 5 月 1 日の改元に伴い、元号が決定した段階で新たな元号に読み替えるものとします。

# 第 1 章 計画の策定にあたって

---

## 第 1 節 計画策定の背景・趣旨

---

わが国の自殺者数は、平成 10 年以降年間 3 万人を超え、その後も 2 万人を超える水準で推移しています。近年の交通事故死が年間 4 千人前後であることを考えると、極めて深刻な事態であるといえます。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、健康問題、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があり、かつ、複数の要因が重なり合っているとされています。

このような中、平成 18 年 10 月に自殺対策基本法が施行され、「社会的な問題」として自殺対策が進められるようになりました。さらに、平成 28 年 3 月には、自殺対策基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策の一層の強化が図られることになりました。

本市では平成 19 年から平成 28 年の累計で 782 人、毎年 60～80 人が自殺で亡くなっており、人口 10 万人当たり自殺死亡率では、平成 25 年以降、本市は全国や県の平均を上回って推移しています。

本市の自殺の特徴は、高齢者の自殺が多いことと、健康問題を苦にした自殺が多いことが挙げられます。このことは、65 歳以上の高齢化率が 3 割に達し、今後も高齢者人口の増加が予想される本市にとっては極めて憂慮すべきことです。また、子どもや若者の自殺者数は多くありませんが、若年層からの自殺予防対策は、生涯にわたる自殺の発生予防の点でも重要です。

なお、本市の自殺の 3 割以上が職域層の年代に該当していますが、健康問題以外にも家庭問題、経済・生活問題、勤務問題などが大きな理由となっています。

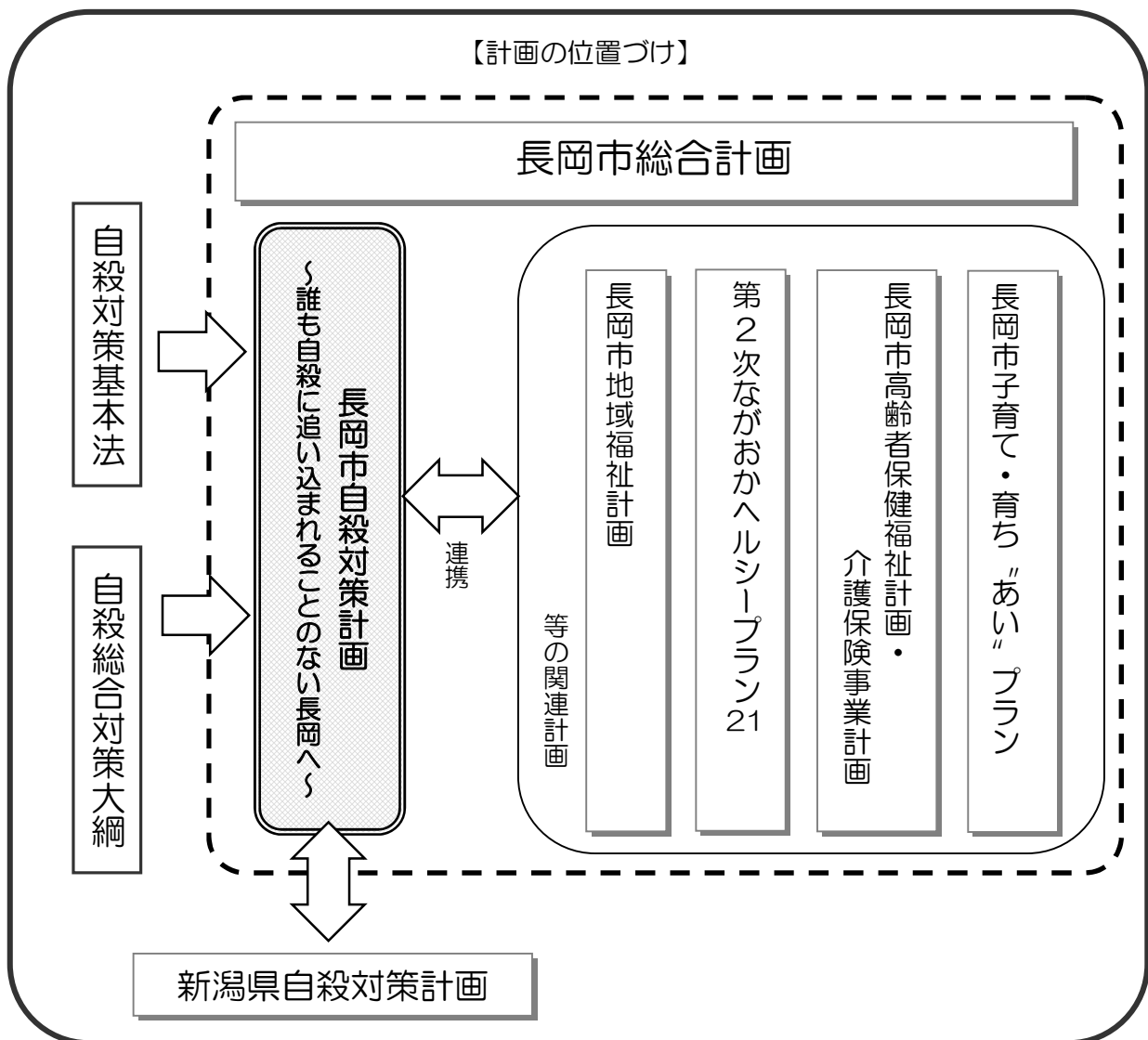
このため、本市では、平成 30 年 1 月に官民による「いのち支える長岡市自殺対策連絡会議」を設置し、本計画の策定に伴い、本市の自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための協議をスタートしました。

本計画は、改正自殺対策基本法に基づき、すべての市町村が策定する「市町村自殺対策計画」であり、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを念頭に、「誰も自殺に追い込まれることのない長岡市」の実現を官民一体となって目指すための指針となるものです。

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」です。

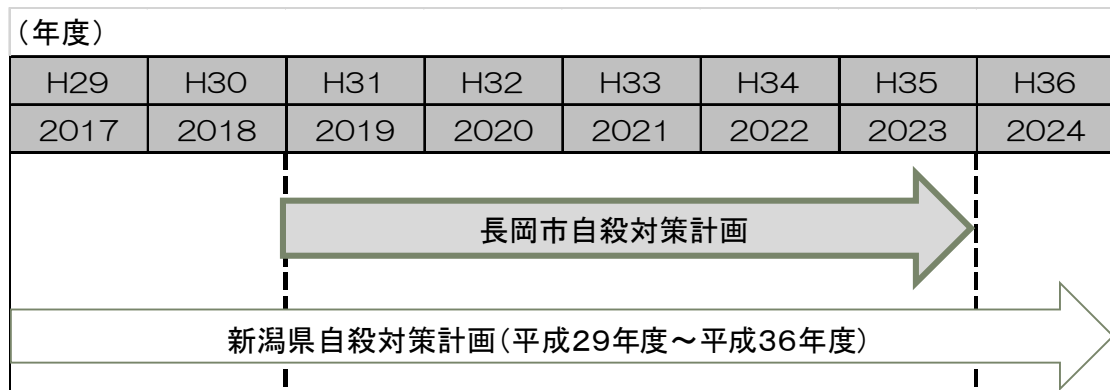
また、市の行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画である「長岡市総合計画」の個別計画として位置付け、その他の市の福祉・健康に係る関連計画と連携しながら事業を推進していきます。



### 第3節 計画の期間

本計画は、平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間で計画期間として策定し、定期的な評価と進捗状況の管理を行う方針とします。

ただし、国の「自殺総合対策大綱」及び「新潟県自殺対策計画」の見直しの状況等も踏まえ、必要により見直しを行い、効果的に対策が推進されるよう進めます。



### 第4節 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、本市の自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための協議の場として平成30年1月に設置した「いのち支える長岡市自殺対策連絡会議」における議論に加え、「長岡市自殺対策計画策定委員会」の設置により検討を行いました。

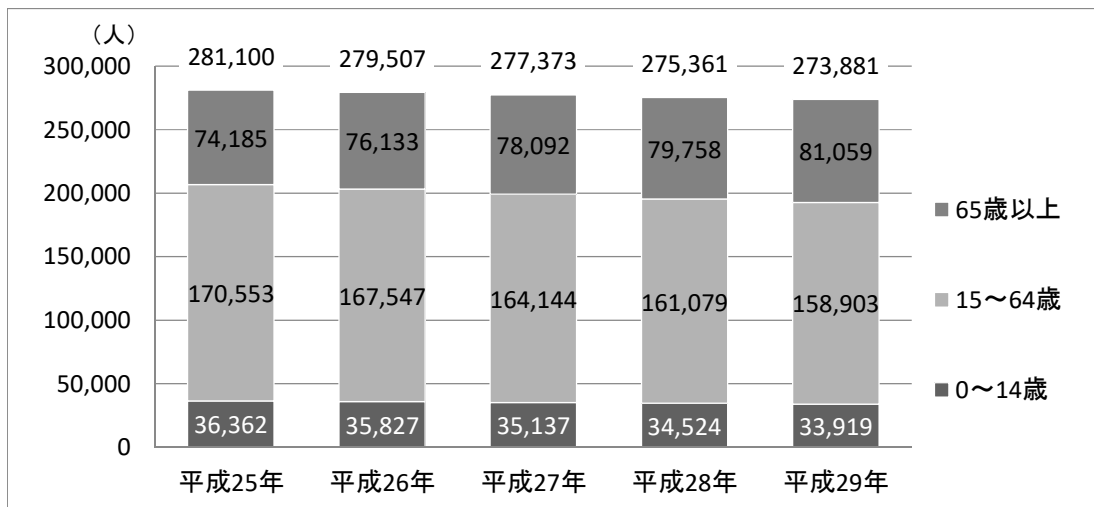
## 第2章 本市の自殺をとりまく状況

### 第1節 人口構成、死亡の状況等

#### 1. 本市の人口推移

本市の総人口は減少傾向にあり、平成29年で約27万4千人となっています。そのうち65歳以上の高齢者が8万1千人で約3割となっています。

■人口の推移（平成25～29年）

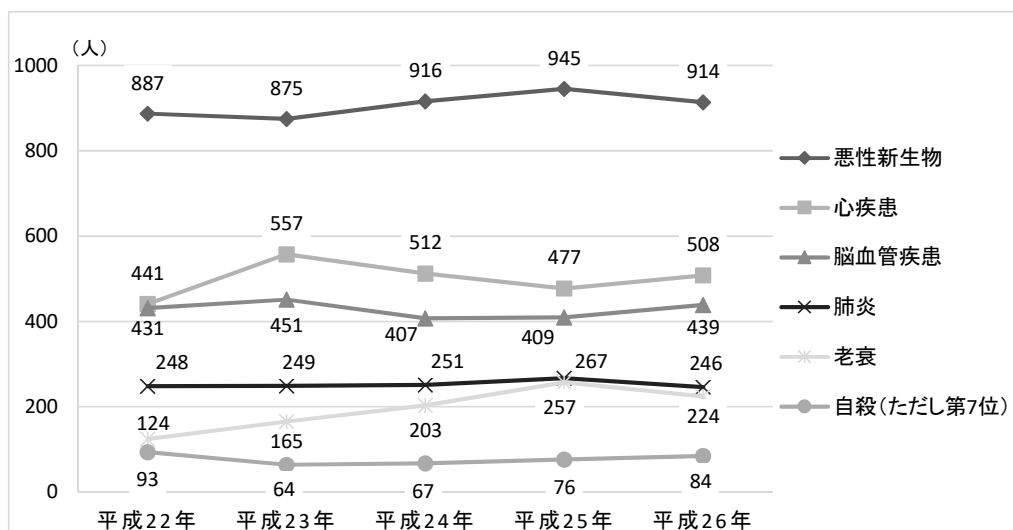


出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

#### 2. 主な死因

本市の死亡における主な死因は、「悪性新生物」が最も多く、次いで「心疾患」、「脳血管疾患」と生活習慣病に起因する疾患が上位を占めています。

■主な死因（平成22～26年）



出典：新潟県福祉保健部「福祉保健年報」

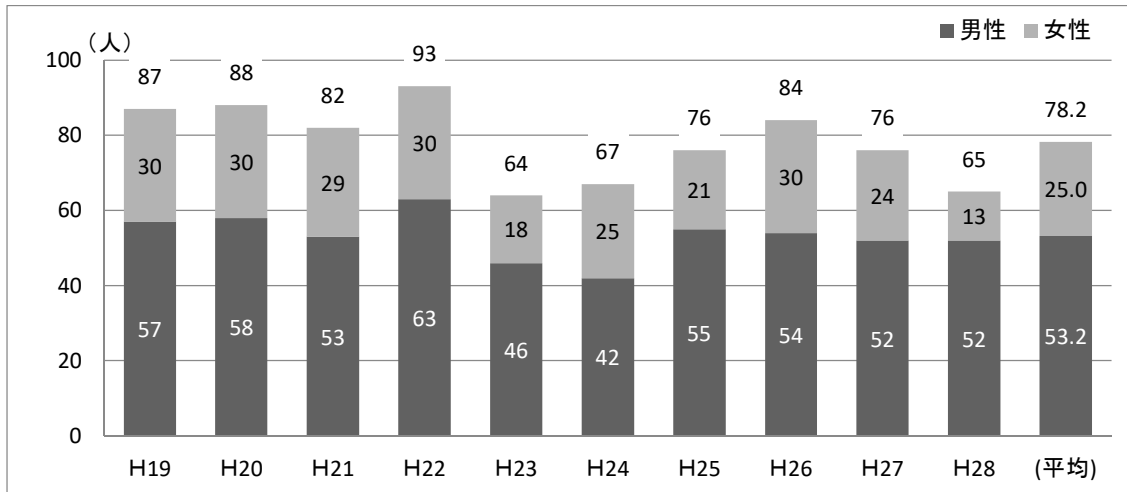


## 第2節 本市における自殺の現状

### 1. 本市の自殺者数の推移

人口動態統計によると、本市では1年間に平均して60～80人が自殺で亡くなっており、男性が女性の約2倍となっています。10年間で自殺者数は減少傾向にありますが、男性の自殺者数は横ばいで推移しています。

■自殺者数の推移（平成19～28年）

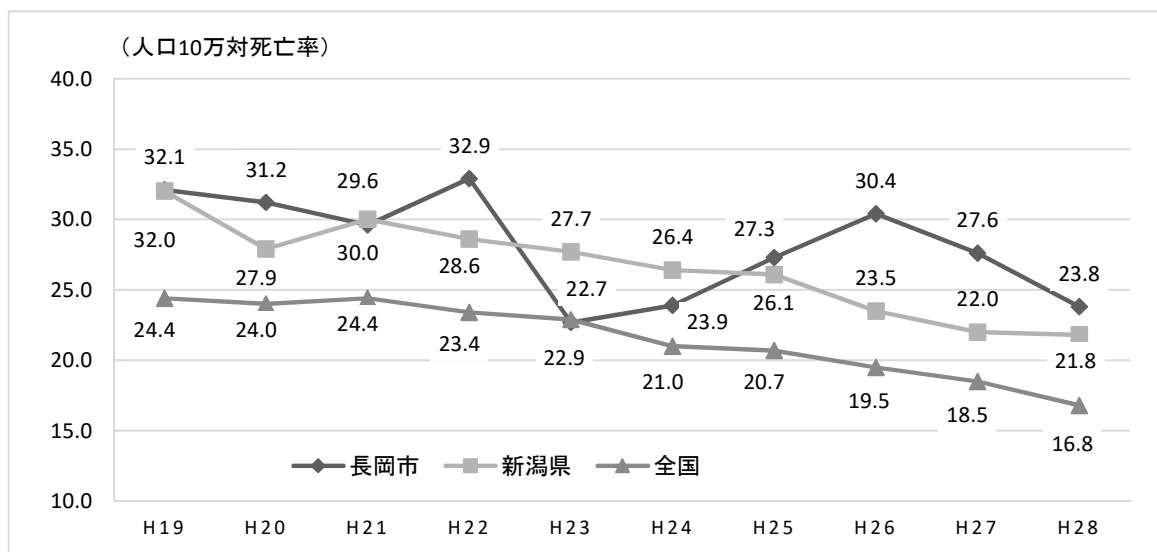


出典：厚生労働省「人口動態統計」

### 2. 自殺死亡率の比較

人口10万人当たりの自殺死亡率で比較すると、全国、新潟県ともになだらかな減少傾向にありますが、平成25年以降、本市は全国や県の平均を上回って推移しています。

■自殺死亡率の推移（平成19～28年）



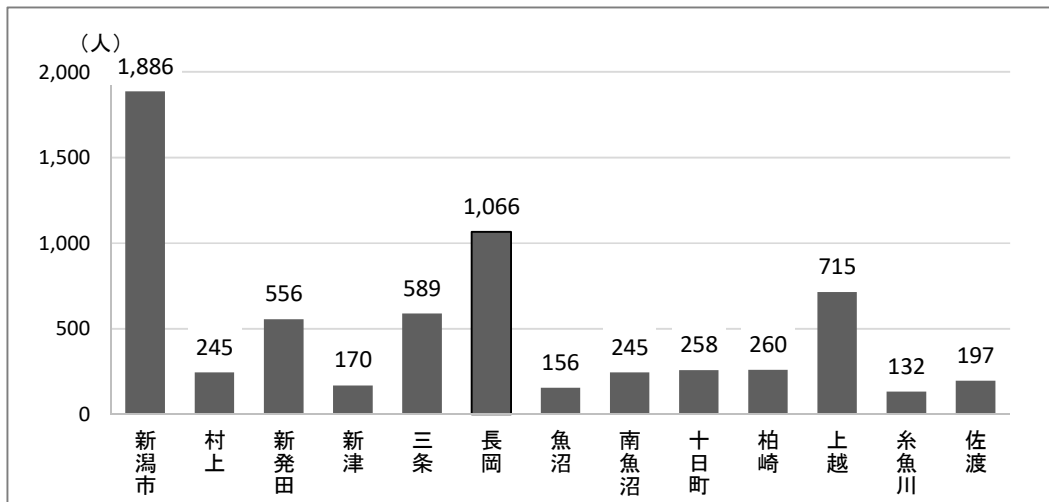
出典：厚生労働省「人口動態統計」

### 3. 県内地域別（保健所管内別）に見た自殺の状況

#### ①県内地域別の自殺者数

平成 18 年から平成 27 年にかけての県内地域別の自殺者数をみると、最も多いのは「新潟市」の 1,886 人で「長岡」は「新潟市」に次いで第 2 位の 1,066 人となっています（長岡市の人口は県内で新潟市に次いで第 2 位、上越市は第 3 位）。

■県内地域別自殺者数（平成 18～27 年）

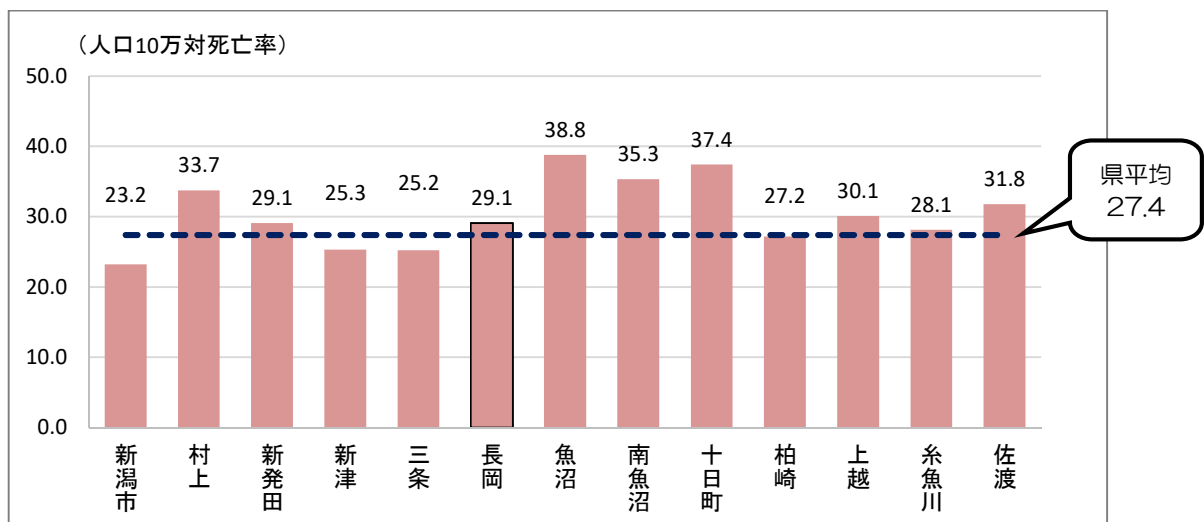


出典：新潟県自殺対策計画

#### ②県内地域別の自殺死亡率

平成 18 年から平成 27 年にかけての県内地域別の自殺死亡率をみると、「長岡」は 29.1 で、「県平均」の 27.4 をやや上回る位置づけとなっています。県内では、「村上」「魚沼」「南魚沼」「十日町」などの中山間地域で自殺死亡率が高い傾向にあります。

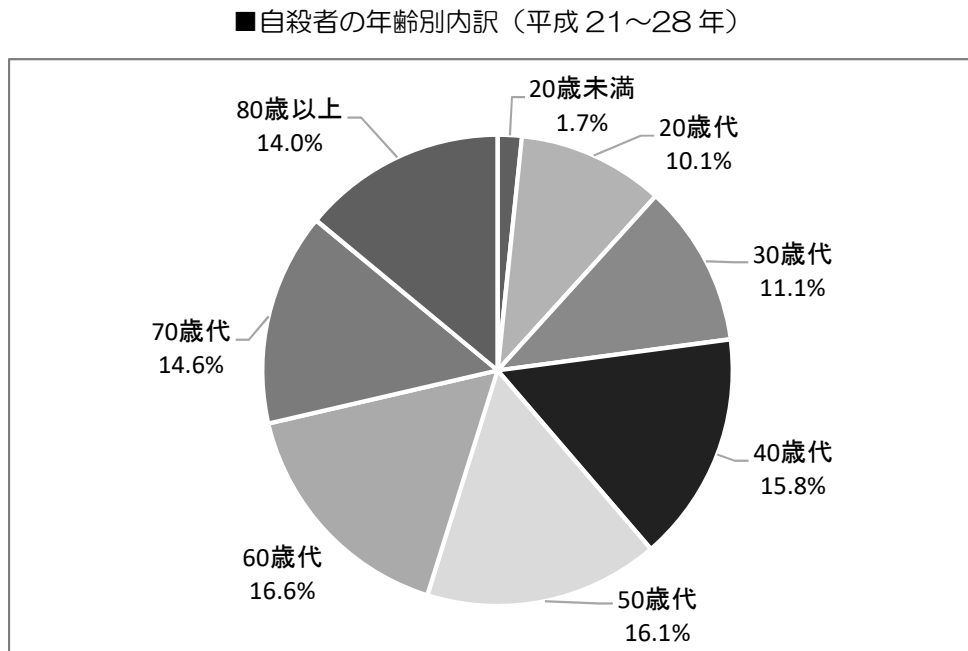
■県内地域別自殺死亡率（平成 18～27 年）



出典：新潟県自殺対策計画

#### 4. 自殺者の年齢別内訳

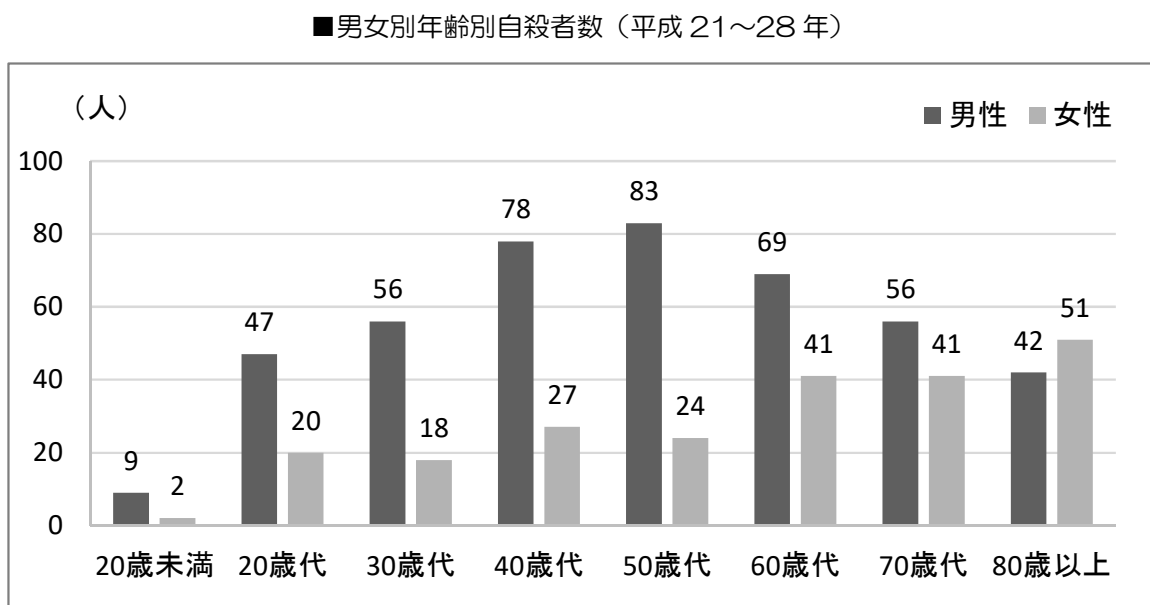
平成 21 年から平成 28 年における本市の自殺者の年齢別の内訳をみると、60 歳以上が 4 割以上、40 歳代～50 歳代が 3 割以上で、中高年が約 8 割を占めています。



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

#### 5. 男女別年齢別の自殺者数

平成 21 年から平成 28 年における本市の男女別年齢別の自殺者数をみると、男性は 50 歳代が 83 人と最も多く、50 歳代をピークとした山型を示しています。一方で、女性は年齢が高いほど多くなり、80 歳以上で 50 人を超えています。

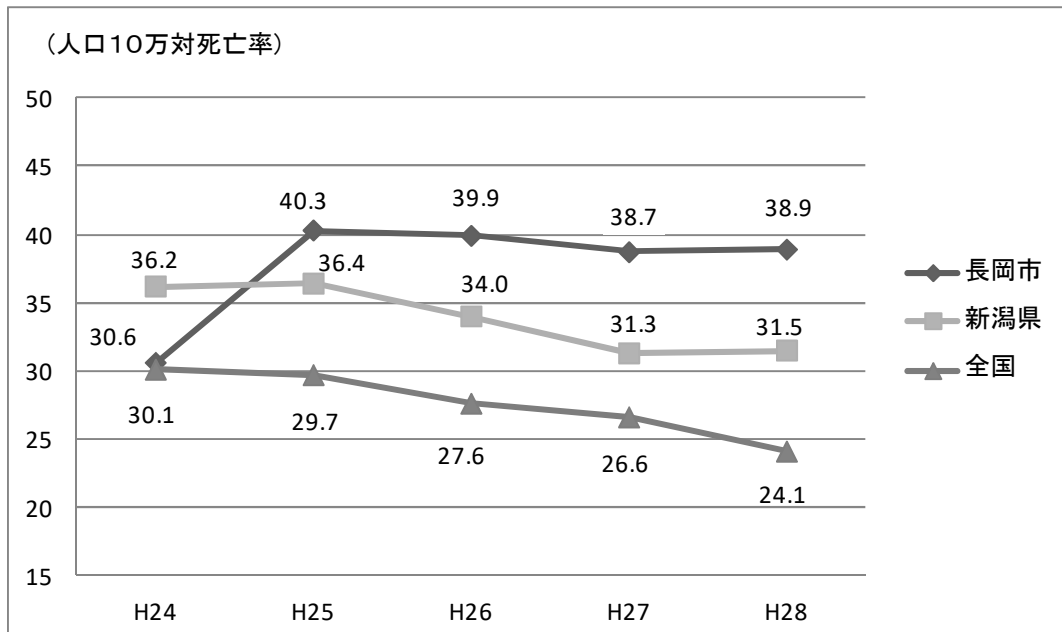


出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

## 6. 男女別自殺死亡率の推移

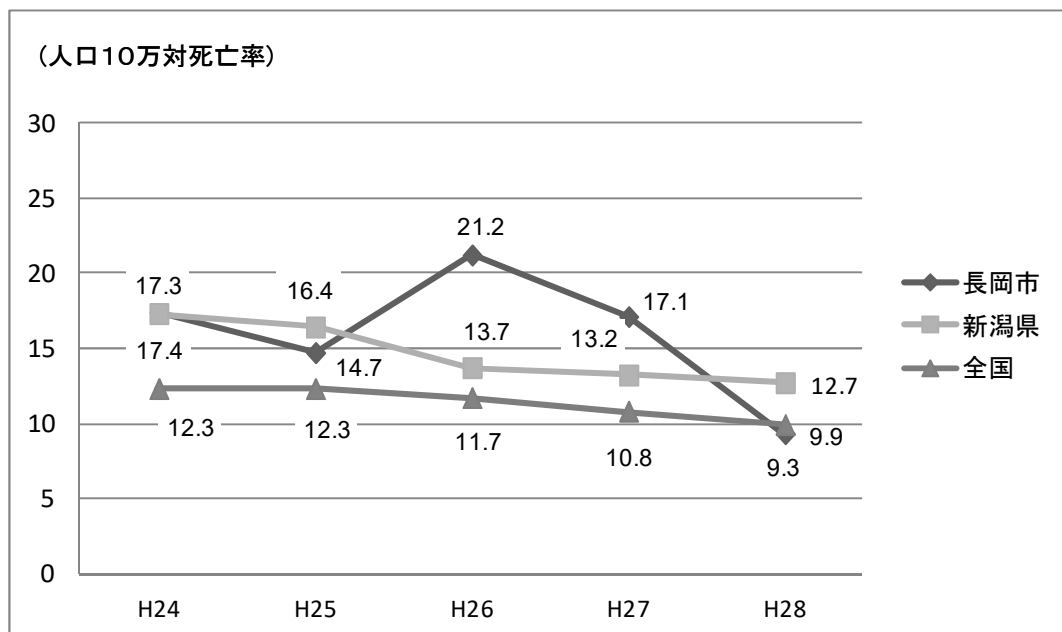
平成24年から平成28年にかけての本市の男性の自殺死亡率は、40前後で、国、県を上回って推移しています。一方で、女性の自殺死亡率は、平成26年をピークに低下し、平成28年は国と同じ水準になっています。

■男性の自殺死亡率の推移（平成24～28年）



出典：厚生労働省「人口動態統計」

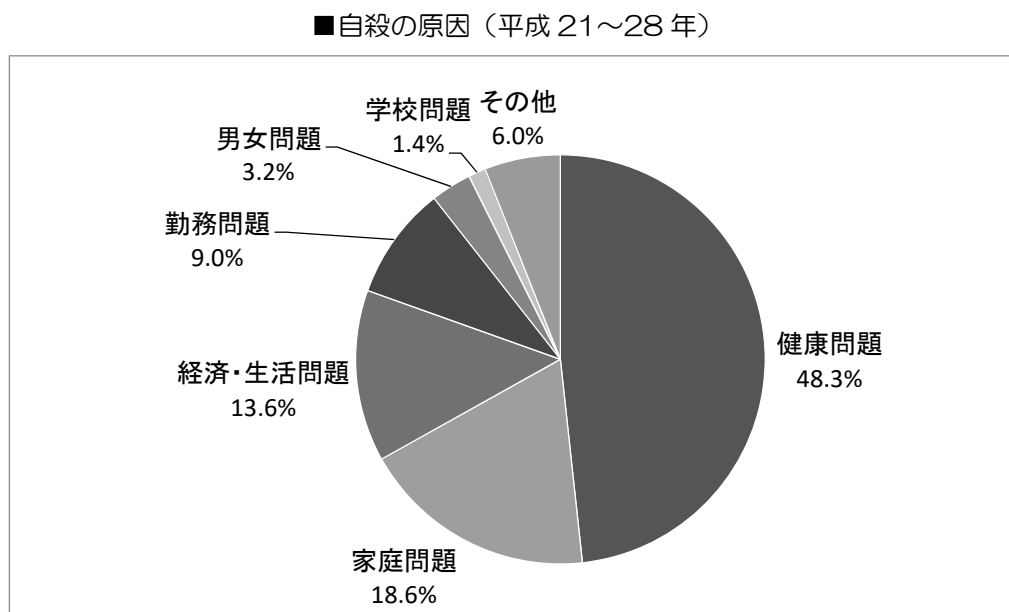
■女性の自殺死亡率の推移（平成24～28年）



出典：厚生労働省「人口動態統計」

## 7. 自殺の原因

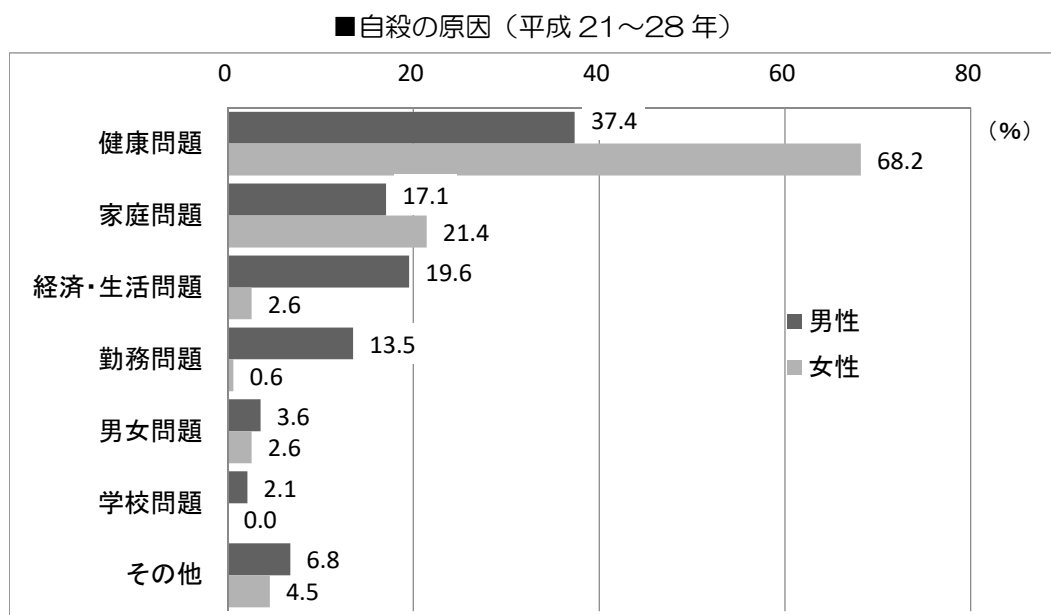
自殺の原因は、遺書等をもとに警察によって集計されています。平成21年から平成28年までの本市の自殺の原因が判明している人のうち、最大の原因は「健康問題」が約半数で、次いで「家庭問題」が約2割、さらに「経済・生活問題」、「勤務問題」という順になっています。



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

## 8. 男女別の自殺の原因

自殺の原因については、男女で顕著な違いがみられ、男性は「健康問題」以外にも「家庭問題」「経済・生活問題」「勤務問題」が主要な原因となっているのに対して、女性は「健康問題」が7割と大きな割合を占めています。

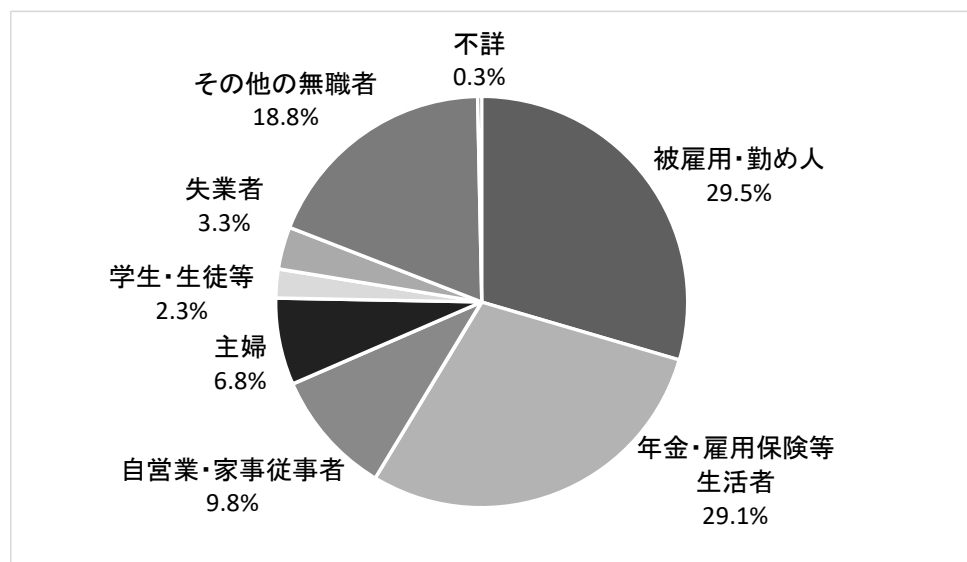


出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

## 9. 自殺者の職業別割合

本市の平成 21 年から平成 28 年における自殺者の職業別割合は、「被雇用・勤め人」及び「年金・雇用保険等生活者」が約 3 割、次いで「その他の無職者」が 2 割近く、「自営業・家事従事者」が約 1 割となっています。

■自殺者の職業別割合（平成 21～28 年）

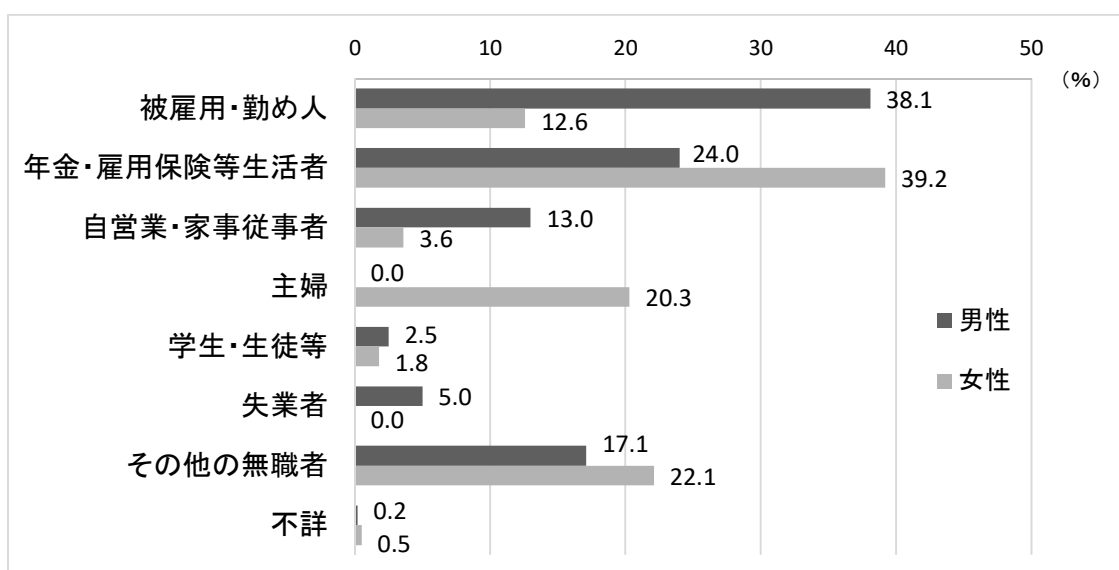


出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

## 10. 男女別の自殺者の職業別割合

男女別の自殺者の職業別割合については、男性は「被雇用・勤め人」が約 4 割で「年金・雇用保険等生活者」が約 2 割、女性は「年金・雇用保険等生活者」が約 4 割で「主婦」が約 2 割となっています。

■男女別の自殺者の職業別割合（平成 21～28 年）



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

### 第3節 アンケート調査から見た状況

市民の精神的な健康度や自殺対策に関して本市に求めていることを把握し、本計画立案の基礎資料を得ることを目的として、平成29年9月に「長岡市こころのアンケート調査」を実施しました。以下に調査及び調査結果の概要を示します。

#### 1. 調査の概要

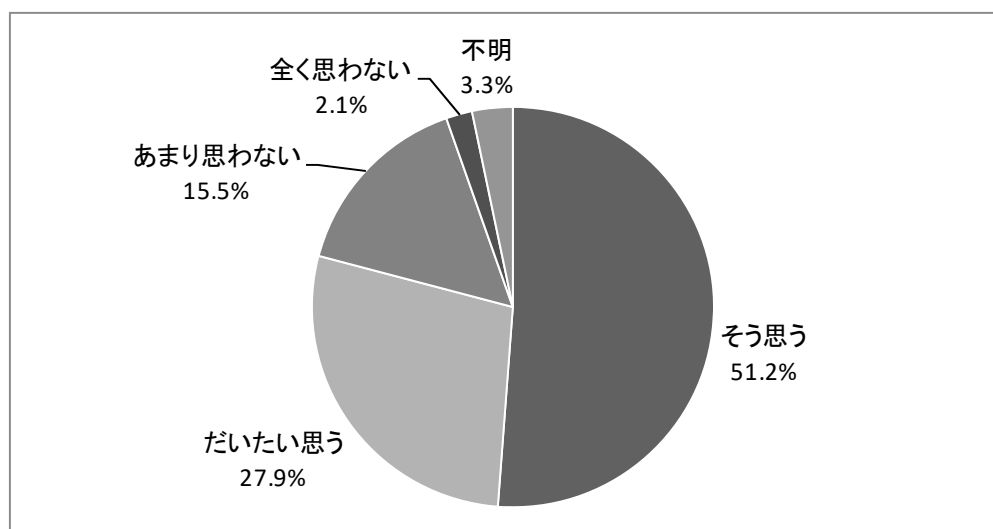
市内在住の年度年齢19歳から85歳の男女各1,250人の計2,500人を住民基本台帳から無作為に抽出し、平成29年9月に郵送による調査を行い、994人（回収率39.8%）から回答を得ました。

調査名	発送数（通）	回収数（通）	回収率（%）
長岡市こころの健康アンケート調査	2,500	994	39.8

#### 2. うつ病と自殺の関連性

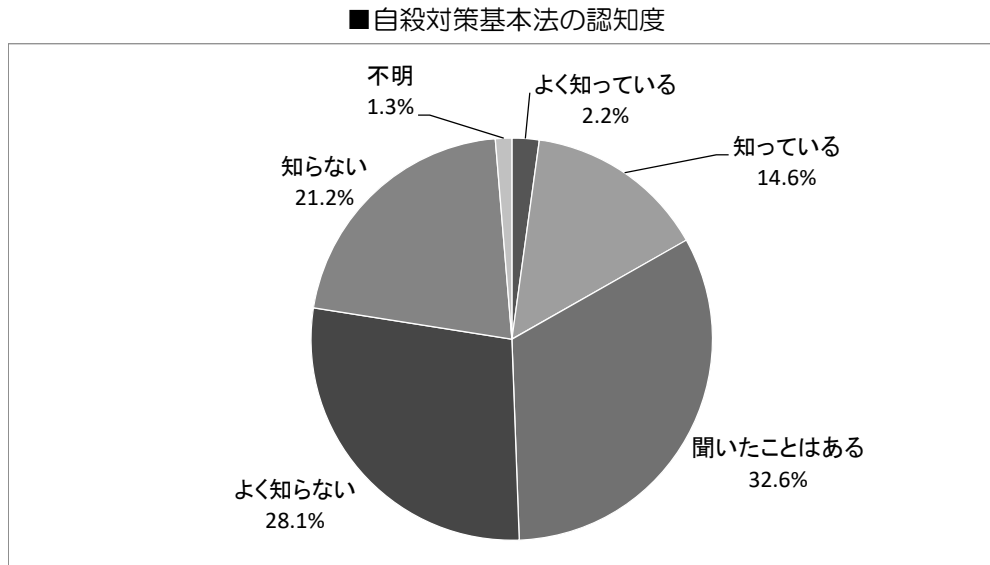
うつ病が自殺に結びつく病気であると考えている人は、「そう思う」が約5割、「だいたい思う」と合わせて約8割の人がうつ病と自殺の関連性について理解している結果となっています。

■うつ病と自殺の関連性



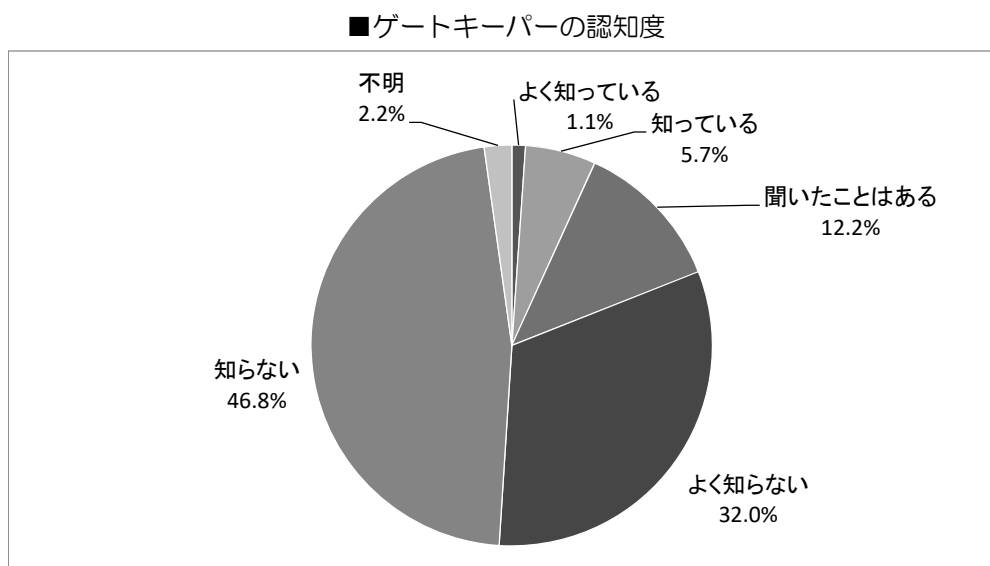
### 3. 自殺対策基本法の認知度

成立後から10年経ち、改正された自殺対策基本法について、「よく知っている」または「知っている」と回答した人は2割以下で、「聞いたことがある」という人が約3割となっています。



### 4. ゲートキーパーの認知度

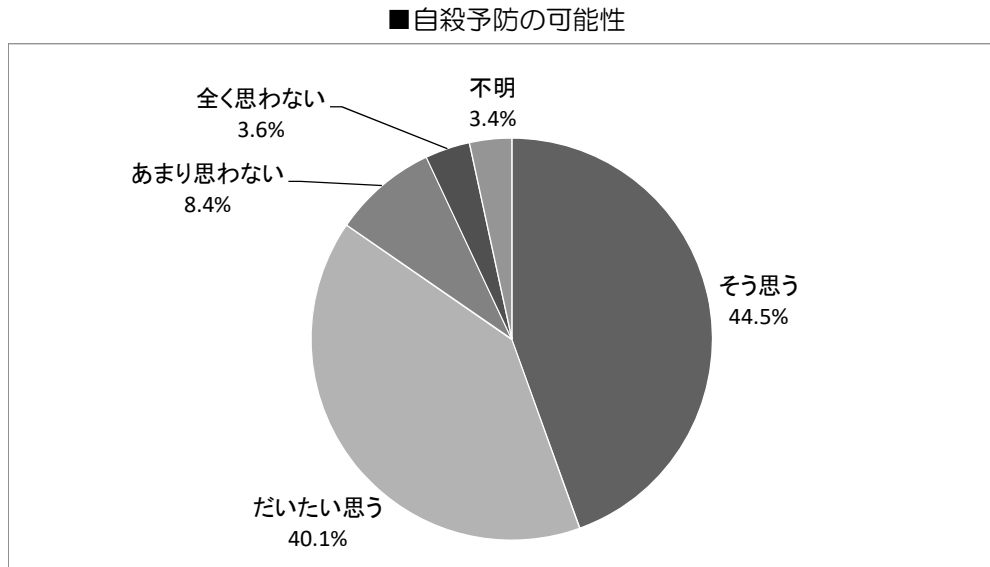
自殺のサインに気づき、支援者につなぐ役割を持つゲートキーパーについて、「よく知っている」または「知っている」という人は約7%で、「聞いたことはある」という人を含めても約2割となっています。





## 5. 自殺予防の可能性

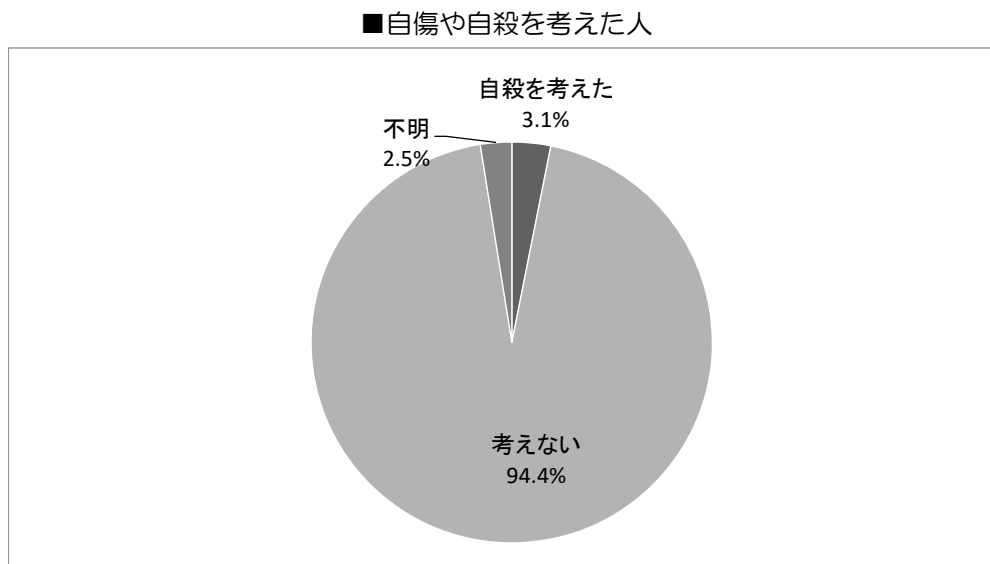
自殺はその人にあった方法で防ぐことができると考えている人は、「そう思う」と「だいたい思う」を合わせて8割以上と多数を占めています。



## 6. 自傷や自殺の念慮

### (1) 自傷や自殺を考えた人

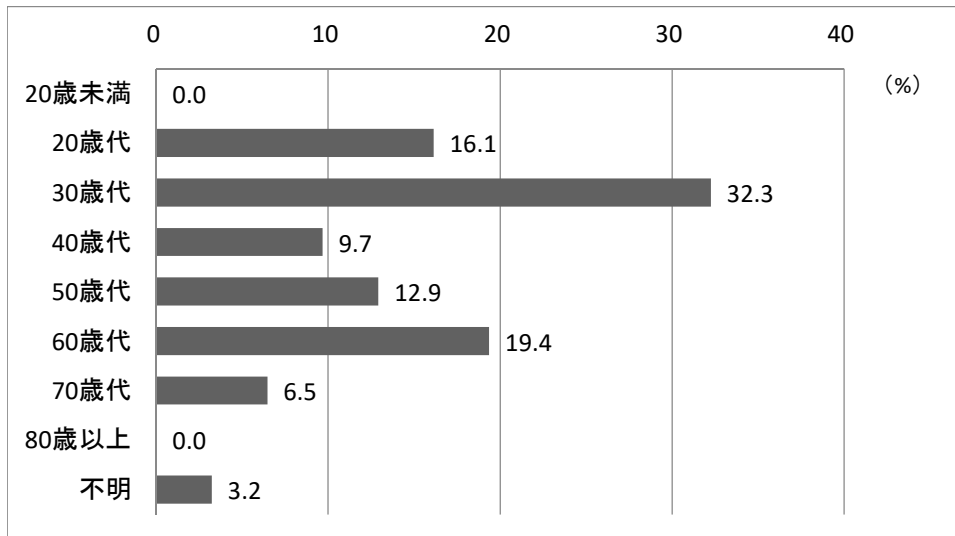
(この2週間以上で)自分を傷つけることや自殺すること、死んでいればよかったと繰り返し考えたという人は、約3% (31人)となっています。



## (2) 自傷や自殺を考えた人の年齢

自傷や自殺を考えた人の年代別の内訳は、「30歳代」が3割以上で最も多く、次いで「60歳代」が約2割、「20歳代」や「50歳代」が1割以上となっています。

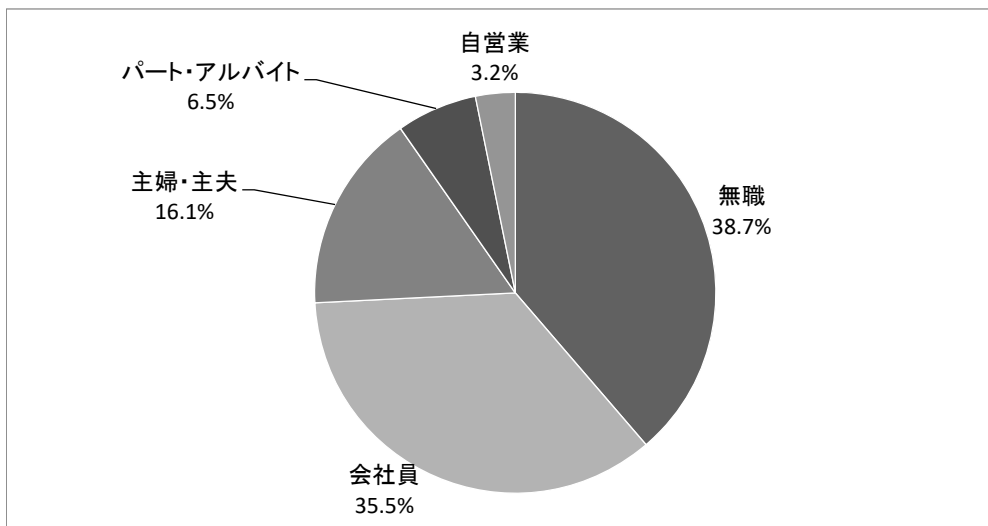
■自傷や自殺を考えた人の年齢



## (3) 自傷や自殺を考えた人の職業

自傷や自殺を考えた人の職業別の内訳は、「無職」が4割近くで最も多く、次いで「会社員」が3割半ば、「主婦・主夫」が2割未満となっています。

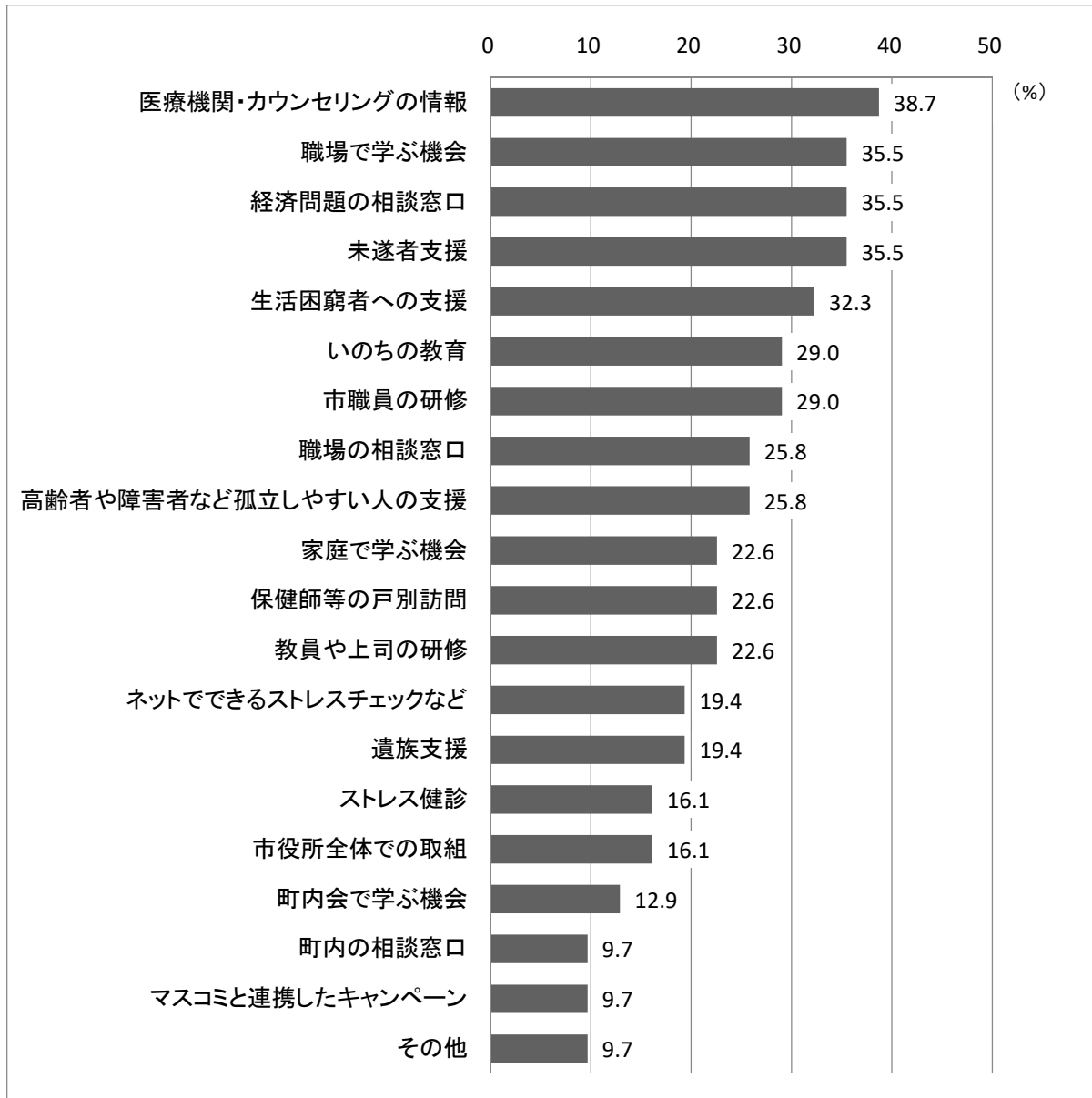
■自傷や自殺を考えた人の職業



#### (4) 市への要望

自傷や自殺を考えた人による市への要望としては、「医療機関・カウンセリングの情報」が4割近く、次いで「職場で学ぶ機会」「経済問題の相談窓口」「未遂者支援」「生活困窮者への支援」などが3割を超えて高くなっています。

■市への要望



## 第 4 節 本市における自殺の主な要因

---

### 【本市の死亡の状況、自殺者数】

- 本市の自殺者数は、国、県とともに減少傾向にあるが、平成 19 年から平成 28 年にかけての 10 年間で、平均すると年間で 80 人近くが自殺している。
- 本市の自殺者の年齢別の内訳をみると、60 歳以上が 4 割以上、40 歳代～50 歳代が 3 割以上で、中高年が約 8 割を占めている。
- 本市では総人口に占める高齢者の割合が約 3 割に達し、今後も高齢者人口の増加が予想されるが、それに伴って高齢自殺者の増加も予想される。
- 女性の自殺者数が減少している一方で、男性の自殺者数は 50 人を超えて横ばいで推移している。

### 【国、県等との比較】

- 本市の人口 10 万人当たりの自殺死亡率は、平成 25 年以降、国、県を上回って推移している。
- 県内地域別（保健所管内別）の自殺の状況を比較すると、「長岡」の 1,066 人は「新潟市」の 1,886 人に次いで第 2 位となっている。しかし、自殺死亡率で比較した場合は「長岡」は 29.1 で、「県平均」の 27.4 をやや上回っている。

### 【男女別年齢別の自殺者数】

- 平成 19 年から平成 28 年における本市の自殺者数を集計した結果では、男性は 40 歳代から 50 歳代での自殺が多く、女性は年齢が高いほど自殺者数が増える傾向にある。今後、高齢化が一層進展していく中で、高齢女性の自殺者数のさらなる増加が予想される。
- 自殺死亡率で見た場合、平成 25 年以降、男性の数値は 40 前後で横ばいとなっている。自殺の多い 40 歳代から 50 歳代での自殺が減らない限り、この傾向は続くと考えられる。

### 【自殺の原因】

- 本市の自殺の最大の原因は「健康問題」が約半数で、次いで「家庭問題」が約 2 割、さらに「経済・生活問題」、「勤務問題」という順になっている。
- 自殺の原因は、男性は「健康問題」以外にも「家庭問題」「経済・生活問題」「勤務問題」が主要な原因となっているのに対して、女性は「健康問題」が 7 割と大きな割合を占めている。
- 自殺者の職業別割合は、「被雇用・勤め人」及び「年金・雇用保険等生活者」が約 3 割、次いで「その他の無職者」が 2 割近く、「自営業・家事従事者」が約 1 割となっている。男性は「被雇用・勤め人」、女性は「年金・雇用保険等生活者」の割合が高い。

### 【アンケート調査結果より】

- 平成 29 年 9 月に実施した「長岡市こころのアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）結果では、約 8 割の人がうつ病と自殺の関連性について理解している。
- 自殺対策基本法について、「よく知っている」または「知っている」と回答した人は 2 割以下で、認知度は低い状況にある。
- ゲートキーパーについて、「よく知っている」または「知っている」という人は約 7%と低い状況にある。
- 自殺は予防できると考えている人は、「そう思う」と「だいたい思う」を合わせて 8 割以上となっている。
- 自傷や自殺の念慮者について、（この 2 週間以上で）自分を傷つけることや自殺することを考えた人は約 3%（31 人）となっている。
- 自傷や自殺の念慮者の年齢は、「30 歳代」、「60 歳代」、「20 歳代」、「50 歳代」の順で多くなっている。また職業別では、「無職」、「会社員」、「主婦・主夫」が多い。
- 市への要望としては、「医療機関・カウンセリングの情報」、「職場で学ぶ機会」、「経済問題の相談窓口」、「未遂者支援」、「生活困窮者への支援」などが上位となっている。

### 【市民の現状（庁内ワーキングより）】

- 家庭内で孤立している可能性があり、「迷惑をかけたくない」という思いがある。
- 大人になってから判明した発達障害や知的障害に、本人自身や周囲の理解がない。
- 高齢者の同居家族に精神疾患や引きこもり等の問題を抱えている人がいる。
- 高齢期うつの人もあるが、若いころから精神疾患を抱えており、高齢期になって訴えが強くなっているケースもある。
- 高齢者が地域から孤立している。所属する場、つながりがない。
- 精神疾患や支援者がいないハイリスク妊婦が増えており、子どものことではなく、家族関係や自身の健康面に課題を抱えている。
- 乳幼児全戸訪問事業では、育児不安やストレス、育児協力者がいない等の家庭環境の問題から、継続訪問の件数が増加している。
- 生活に困っている人が、生活保護の制度を利用せず、障害や介護等の原因により自分で相談に行けない人がいる。

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

### 第1節 計画の基本理念

---

平成28年4月、自殺対策基本法の改正により、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきことが明記されました。

自殺の原因は様々ですが、本市では「健康問題」が最も多く、次いで「家庭問題」、「経済・生活問題」、「勤務問題」が主な要因で、また複数の要因が絡み合っていると考えられます。

一方で、自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるということが世界保健機関（WHO）によって明言されており、本市のアンケート調査結果でも8割以上の人が自殺は予防できると回答しています。

本計画は、人を自殺に追い込む様々な要因を解消することにより、社会全体の自殺リスクの低下を図るとともに、生きることの包括的な支援として総合的に自殺対策を推進し、市民の誰も自殺に追い込まれることのない長岡の実現を目指すものです。

#### 【計画の基本理念】

**「誰も自殺に追い込まれることのない長岡へ」**

### 第2節 計画の基本方針

---

平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱に則り、本計画においては、次の5つを基本方針として掲げます。

#### 【計画の基本方針】

- (1) 生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する
- (5) 関係機関・団体の役割の明確化と連携・協働により推進する

## 1. 生きることの包括的な支援として推進する

自殺リスクが高まるのは、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」よりも、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因」が上回った時だとされています。

そのため自殺対策は、個人においても地域や職場においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

また、自殺防止や遺族支援といった狭義の取組のみならず、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、「生きることの包括的な支援」の推進を図ります。

## 2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺は、健康問題、経済・生活問題のほか、地域・職場の在り方や家族の状況などが複雑に関係しており、生きることの包括的な支援に向けて、精神科医療、保健、福祉等のサービスを提供する分野のみでなく、社会・経済的な分野の関係者や組織等との連携を図るとともに、各施策の連動性を高めて取組を推進します。

また、地域共生社会の実現に向けた取組や自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり等の関連ある分野においても、支援にあたる者がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有しながら、総合的な施策の展開を図ります。

## 3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策に係る個別の施策は、国の指針に基づき、次の3つのレベルに応じて、それぞれ事前対応・自殺発生の危機対応・事後対応等の段階ごとに施策を講じながら、総合的な推進を図ります。

- 1) 個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」
- 2) 問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」
- 3) 法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」

さらに自殺の事前対応の更に前段階での取組として、児童生徒等を対象とした「SOSの出し方に関する教育」や、地域での孤立を防ぐための居場所づくり等を推進していきます。

## 4. 実践と啓発を両輪として推進する

本市のアンケート調査でも、約3%の人が「自傷や自殺を考えたことがある」と回答していますが、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、自殺に追い込まれるような危機に陥った場合には、一人で抱え込まずに誰かに援助を求めるのが適当であるということが地域全体の共通認識となるように普及啓発を行います。

また、自殺や精神疾患、精神科医療への受診などに対する偏見をなくす取組を推進するとともに、全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組みます。

## 5. 関係機関・団体の役割の明確化と連携・協働により推進する

本計画に定める自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、行政のみでなく、国や県、関係団体、民間団体、企業、そして市民一人一人が連携・協働して、市を挙げて自殺対策を総合的に推進していく必要があります。

そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することができるよう取組を推進していきます。連携においては、本市の自殺をめぐる課題や施策に関する情報を行政、関係機関、団体等が共有し、共に考える機会を増やすとともに、市民との協働によって推進する機能の充実に努めます。



### 第3節 計画の数値目標

国は、平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、平成38年までに、人口10万人当たりの自殺死亡率を、平成27年と比べて30%以上減少させることを政府の進める自殺対策の目標として定めています。

そうした国の方針を踏まえつつ、本市の計画における当面の目指すべき目標値として、平成28年（2016年）の自殺死亡率23.8（65人）を、平成35年（2023年）までにおおむね30%程度、すなわち自殺死亡率を16.7（人数は約45人）に減少させることを目指します。

【計画の数値目標（全体目標）】

指標	基準値 平成28年（2016年）	目標値 平成35年（2023年）
自殺死亡率 （人口10万対）	23.8	16.7
自殺者数	65人	45人

※厚生労働省「人口動態統計」による

## 第4節 施策の体系

本市の自殺対策は、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている「5つの基本施策」と、本市における自殺の現状を踏まえた「3つの重点施策」で構成しています。

「5つの基本施策」とは、国の指針により、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組とされているもので、「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「住民への啓発と周知」「生きることの促進要因への支援」「SOSの出し方、受け止め方への支援<sup>※1</sup>」の5つです。

### 【5つの基本施策】

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 SOSの出し方、受け止め方への支援

「3つの重点施策」は、本市における自殺のハイリスク層である「高齢者」と「職域層」及び「若者」を中心として推進し、職域層は「自殺者が多い、40～50歳代の男性」、若者については「相談体制が手薄である就学、就労をしていない10～20歳代」に重点を置き、それぞれに予防、発見、対策、フォローに関する施策を結集させることで、一体的かつ包括的な支援を目指すものです。

### 【3つの重点施策】

- 1 高齢者を対象とした取組の推進
- 2 職域層を対象とした取組の推進
- 3 若者を対象とした取組の推進

本市では、これらの施策を連動させて総合的に推進することにより、「生きることの包括的な支援」として自殺対策の基盤強化を図りつつ施策を推進していきます。

※1 国の指針では「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」となっているが、本市ではSOSの出し方に年代を絞らず、また受け止め方に関する支援についても定めるものとする。

## 《 計画の全体構成 》

### 【計画の基本理念】

## 「誰も自殺に追い込まれることのない長岡へ」

### 【計画の基本方針】

- (1) 生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する
- (5) 関係機関・団体の役割の明確化と連携・協働により推進する



### 【具体的施策の展開】

#### 《5つの基本施策》

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 SOSの出し方、受け止め方への支援

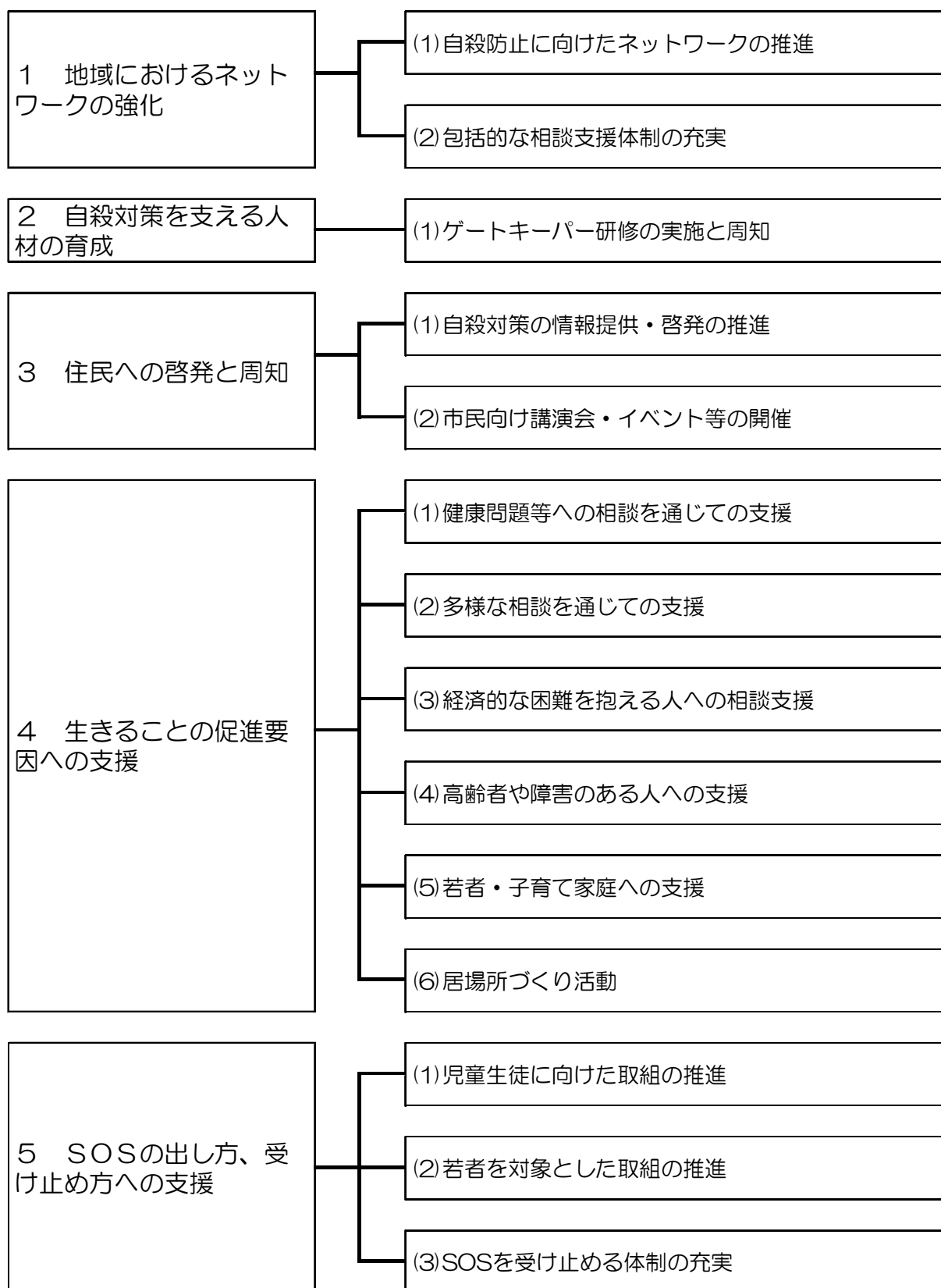
#### 《3つの重点施策》

- 1 高齢者を対象とした取組の推進
- 2 職域層を対象とした取組の推進
- 3 若者を対象とした取組の推進

## 《計画の体系》

【基本施策】

【施策の柱】



# 第4章 具体的施策の展開

## 第1節 地域におけるネットワークの強化

### 【施策の方向性】

自殺対策は、保健、医療、福祉、労働、教育等の各分野にわたるため、庁内の関係各課や地域の様々な関係機関（社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、学校等）、自殺対策に関係する団体等とのネットワークを構築し、連携した取組を推進していくことが求められています。

本市では自殺対策連絡会議を中心に、これらの関係機関や団体との連携強化を図る中で、自殺リスクを抱えた人の早期発見と情報共有、相談体制にかかる体制を充実し、自殺者の減少に向けた取組を推進していく必要があります。

### 【施策・事業の展開】

#### 1. 自殺防止に向けたネットワークの推進

庁内および関係機関における自殺対策の取組を推進するため、自殺予防対策庁内外連絡会議を開催し、本市の自殺の現状把握に努めるとともに、地域住民や関係機関・団体との連携を強化し、自殺防止に向けたネットワークの推進を図りながら、総合的かつ効果的に自殺対策を推進します。

事業	事業内容	対象					担当課等
		全市民	子育て	重点			
				高齢者	職域層	若者	
(1) 自殺予防対策庁内外連絡会議	自殺の背景となる、多重債務、過労、健康問題など多様な要因に対し、関係機関の連携と協力により、悩みを解決し、自殺の未然防止を図ります。	○					健康課
(2) 自殺関係の統計の活用	救急関係の統計データのうち、自殺に関連する部分について、自殺対策の研究及び推進のために活用します。	○					消防本部 警防課
(3) つなぐシートの活用	複数の悩みを抱えている相談者に対し、できるだけ早い段階で関係する機関と情報を共有し、確実に相談につなげるため「つなぐシート」を作成し、全庁的に対応できる体制を整えます。	○					健康課

\*「若者」は、相談体制が手薄である就学、就労をしていない10～20歳代。

## 2. 包括的な相談支援体制の充実

自殺対策のネットワークの一環として、様々な自殺のリスクを抱えた人の早期発見や自殺念慮者への適切な相談対応が行えるよう、多様な部署による相談対応の充実を図ります。また、相談窓口相互の連携を強化するとともに、窓口の周知に努めます。

特に、職域層に対する相談窓口はたくさんありますが、それらの情報が集約しきれていない現状があるため、関係機関と相談体制について検討する場を設け、体制を整備します。

事業	事業内容	対象					担当課等	
		全市民	子育て	重点				
				高齢者	職域層	若者		
(1)	DV防止・被害者支援事業、DV防止ネットワーク、DV被害者支援庁内連絡会議の開催	自殺のリスクが懸念される相談者について、情報共有を図り、連携した相談対応を行います。	○					人権・男女共同参画課
(2)	高齢者虐待防止	養護者による高齢者虐待の早期発見・早期対応を図るとともに、関係機関と連携しながら、自殺のリスクが懸念される相談者について、情報共有・連携した相談対応に努めます。			○			高齢者基幹包括支援センター
(3)	要保護児童対策地域協議会の運営	保護者から子どもの養育や家庭における問題等の相談を受ける中で、様々な関係機関と連携しながら支援を行い、問題の深刻化を防ぐことで自殺リスクの軽減を図ります。		○				子ども家庭センター
(4)	障害者虐待防止対策事業	虐待通報受理後、速やかに対応を協議できるよう、関係機関の連携強化を図ります。	○					障害者基幹相談支援センター
(5)	職域層への相談体制の整備	職域層に対する相談窓口の把握と、庁内外の相談体制の整備を目的に、相談体制について検討する場を設け、体制を整備します。				○		健康課

【数値目標等（分野別目標）】

指標	基準値 平成 28 年（2016 年）	目標値 平成 35 年（2023 年）
つなぐシートを活用した相談体制の構築	未構築	体制整備
多職種が集まり事例を検討する機会の構築	未構築	体制整備
職域層の相談体制について検討する場の設置	未設置	設置

### 「地域」のとらえ方について

地域にかかる取組は多岐にわたり、それぞれ実施するうえでの適切な範囲は異なります。本計画にも関連の深い市の地域福祉計画（「長岡市地域福祉計画」）では、地域福祉活動が実施される「地域」を、一義的なものではなく、「近所」「町内会」「コミュニティ活動地区」「地域包括支援センター圏域」「市全域」と重層的なものとしてとらえています。

自殺対策の対象は、子どもから若者、職域層、高齢者まで多様な世代にわたり、福祉や教育、職域等での活動範囲も多岐にわたることから、本計画に示す「地域」の概念は、長岡市地域福祉計画に準じるものとします。

※コミュニティ活動地区：コミュニティセンター区域や小学校区など、コミュニティセンターや公民館等を拠点として、生涯学習や青少年健全育成、地区住民の社会福祉の増進を図るための活動を実施しているほか、多世代が交流するサークル活動などの取組を実施している区域。

※地域包括支援センター圏域：高齢者に関する公的な相談窓口である、市内11か所の「地域包括支援センター」が担当する区域。

## 第2節 自殺対策を支える人材の育成

### 【施策の方向性】

自殺対策のネットワークは、それを支える人材がいてこそ機能します。とくに重要な役割を果たすのがゲートキーパー※2で、ゲートキーパーは、保健、医療、福祉、教育、就労等の様々な分野において、悩み、自殺を考えている人に気づき、必要な支援や相談につなぎ、見守る役割を担います。

本市の自殺対策を推進する上で、様々な分野でのゲートキーパーの養成が不可欠であり、行政や関係機関での市民の相談等を受ける窓口の職員をはじめ、各分野の専門家や関係者にゲートキーパー研修の受講を促し、本市の自殺対策を推進する役割を担う人材の養成を図っていく必要があります。

### 【施策・事業の展開】

#### 1. ゲートキーパー研修の実施と周知

市民の相談窓口となる市の各課、関係機関の職員等、また地域住民等を対象にゲートキーパー研修の受講を促し、自殺の兆候を早期に発見し、関係機関につなぐなど、適切かつ迅速な対応ができる人材の養成を図ります。

事業	事業内容	対象					担当課等
		全市民	子育て	重点			
				高齢者	職域層	若者	
(1) ゲートキーパー研修会	市役所各課の窓口にて市民の相談等を受ける職員及び関係機関の職員等(次項の《市職員等のゲートキーパー受講対象者及び事業名の一覧》を参照)、また地域住民等に対して、ゲートキーパー研修の受講を促し、計画的にゲートキーパーの養成と周知を図ります。	○					健康課
(2) 自殺未遂者への支援	自殺未遂を繰り返す市民に対応する保健師等に対して研修会を行い、保健師等の資質向上を図ります。	○					健康課

※2 ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ること）ができる人のこと。



《市役所職員等のゲートキーパー研修受講対象者及び事業名の一覧》

担当課	対象者	事業名
健康課・人事課	市職員	職員研修事業
市民窓口サービス課	窓口対応職員	窓口対応業務
	市民生活相談員	市民相談業務
収納課	納付相談窓口	納付相談時の対応
市民協働課	コミュニティセンター職員	コミュニティセンター職員研修
	委託先のNPO法人職員、 窓口担当臨時職員	ながおか市民協働センター運営業務
人権・男女共同参画課	ウィルながおか相談員	ウィルながおか相談室事業
	相談員	DV防止・被害者支援事業
市民課	窓口担当職員	窓口業務
市民課(消費生活センター)	センター職員、消費生活相談員	多重債務相談、消費生活相談
福祉総務課	民生委員・児童委員事業担当職員	民生委員・児童委員事業
	権利擁護総合窓口職員	権利擁護の仕組みづくり
	ボランティア	ボランティアセンター運営事業
福祉課	福祉窓口職員	福祉課窓口業務
	手話通訳者	手話通訳者設置事業
	医療費助成担当職員	医療費助成事業
福祉課 (障害者基幹相談支援センター)	障害者相談員	障害者相談員による相談業務(身体・知的障害者相談員)
	障害者基幹相談支援センター職員	障害者基幹相談支援センター運営事業
	委託相談支援事業所職員	障害者相談支援事業
生活支援課	長岡市パーソナル・サポート・センター相談員	生活困窮者自立相談支援事業
	生活保護担当職員	生活保護各種扶助事務
生活支援課 市営住宅相談室	公営住宅窓口職員	公営住宅事務
介護保険課	介護保険事業者	介護保険課保険事業者説明会
長寿はつらつ課 (高齢者基幹包括支援センター)	シルバーささえ隊	シルバーささえ隊事業
	地域包括支援センター職員	地域包括支援センターの運営
国保年金課	保険料窓口職員	保険料の賦課、収納、減免
	重複多受診者訪問担当者 (在宅保健師等)	重複多受診者訪問指導
健康課	市保健師	各種相談事業
産業支援課	働き方改革相談員	働き方改革推進事業
	長岡地域若者サポートステーション職員	長岡地域若者サポートステーション事業
水道局業務課	料金徴収担当職員	水道局業務課料金徴収業務
学務課	就学援助・奨励費補助窓口職員	就学援助・奨励費補助事業
学校教育課	教職員	長岡市教育センター事業
青少年育成課	センター相談員	青少年育成センター事業(相談窓口)
子ども家庭課	ファミリー・サポート・センター職員	ファミリー・サポート・センター事業
	子育てでコンシェルジュ	子育ての駅事業
	産前産後サポート事業担当職員	産前産後サポート事業
子ども家庭課 (子ども家庭センター)	家庭児童相談員	家庭児童相談室の運営
保育課	保育園長	保育の担当者への周知

【数値目標等（分野別目標）】

指標	基準値 平成 28 年（2016 年）	目標値 平成 35 年（2023 年）
市職員のゲートキーパー研修 受講人数	39 人	延べ 200 人
「若者」「職域層」「高齢者」に関わ る関係機関職員へのゲートキーパー 研修の実施（受講者数）	未実施	20 回 延べ 600 人
地域住民へのゲートキーパー研修の 実施（受講者数）	3 回 120 人	45 回 延べ 1,800 人

### 第3節 住民への啓発と周知

#### 【施策の方向性】

自殺対策は、個人の問題としてではなく、社会全体で対策に取り組んでいく必要があります。しかし、追いつめられた状態にある人々や自殺者の遺族などが、相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、適切な支援につながるできません。

そのため、各種の媒体を通じての情報提供のほか、講演会やイベントの機会、また市民との様々な接点を活かして自殺の現状や相談機関等に関する情報を提供し、市民が自殺対策について理解を深めることのできるよう、啓発と周知を行っていく必要があります。

#### 【施策・事業の展開】

#### 1. 自殺対策の情報提供・啓発の推進

市の広報紙をはじめ各種ポスターやチラシ、またテレビ・ラジオの放送媒体を通じて、自殺対策に関する情報を広く発信することで、市民の意識啓発及び情報周知を図ります。

事業	事業内容	対象					担当課等
		全市民	子育て	重点			
				高齢者	職域層	若者	
(1) 市政だよりの発行	新潟県の自殺対策強化月間にあわせ9月と3月を強化月間とし、市政だよりに相談窓口等の記事を掲載し市民に周知を図ります。	○					広報課
(2) メディアによる情報伝達	自殺対策に関する取り組みやお知らせ、相談・支援に関する情報を広く発信することで、市民の意識啓発及び情報周知を図ります。	○					広報課
(3) こころの健康の啓発・周知	うつ病や医療機関の情報、自殺予防の普及啓発を行います。また、職域層が相談したい時に支援につながるよう、相談窓口等の情報周知を図ります。	○					健康課
(4) 館内奉仕活動事業	自殺対策強化月間等に合わせ、館内の特設コーナーで関連書籍を展示し、市民の意識啓発を行います。	○					中央図書館
(5) インターネットを活用した啓発	インターネットで「死にたい」など自殺に関連する言葉を検索した市民に対し、相談機関の情報提供を行います。	○					健康課

## 2. 市民向け講演会・イベント等の開催

各種イベントや講演会、特に健康づくりに関する講座やセミナーなどの機会を通じて、自殺対策やうつ病の予防、ストレスの解消等に関する情報提供を行い、広く市民を対象とした意識啓発を行います。

事業	事業内容	対象					担当課等
		全市民	子育て	重点			
				高齢者	職域層	若者	
(1) カフェDE健康講座	ヘルスカウンセラーを講師に、ストレスや人間関係などに関する講座を開催し、講座を通して自殺予防の普及啓発を行います。	○					健康課
(2) 多世代健康づくりセミナー	健康づくりセミナー講座の中で、自殺予防の普及啓発を行います。	○					健康課
(3) こころの講演会	うつ病や家族関係などテーマに合わせた講演会を実施し、こころの健康や自殺予防の普及啓発を行います。	○					健康課
(4) こころの健康講座	各コミュニティセンターや支所地域で市民向けのこころの講座を実施し、講座を通して自殺予防の普及啓発を行います。	○					健康課
(5) ウィルながおほか活動事業	各種セミナーの開催、情報誌「あぜりあ」の発行、ウィルながおほかフォーラム(講演会等)の開催を行う中で自殺対策に関する情報提供と啓発を行います。	○					人権・男女共同参画課

【数値目標等（分野別目標）】

指標	基準値 平成 28 年（2016 年）	目標値 平成 35 年(2023 年)
自殺対策計画を知っている人の割合	未把握	50%
こころの講座の実施回数	8 回	延べ 125 回
こころの講座の参加者数	625 人	延べ 3,125 人

※市アンケート調査による。

## 第4節 生きることの促進要因への支援

---

### 【施策の方向性】

健康問題や家庭問題、経済・生活上の問題等、社会における生きづらさを抱えた方が、地域で孤立し、自ら死を選ぶ状況にあります。

こうした自殺リスクを抱える可能性は、市民の誰もが有していることであり、困難に陥っている人々に関しては、関連する分野が適切な支援を行い、「生きることの促進要因」を増やす取組を推進して、市民の誰も自殺に追い込まれることのない社会づくりを推進していく必要があります。

本市の自殺者の3割以上が40歳代～50歳代の働き盛りの世代であり、特に男性の自殺者が多く、職業別では男性の自殺者の約4割が「被雇用・勤め人」となっています。

中高年の就業している男性は、各種専門機関との接点が少なく実態を把握しにくい層となっており、産業保健の分野が中心となっていますが、今後は行政や地域保健と連携した取組も進めていく必要があります。

また、本市の自殺者の4割以上を60歳以上が占めており、年金・雇用保険等の生活者や親族がいない等の高齢者の増加も予想されることから、自殺のリスクを抱える高齢者を早期に発見し支援につなげるとともに、介護家族への支援も含め、「生きることの包括的な支援」を推進していく必要があります。

本市の20歳未満の自殺者数は、他の世代に比較して少ないものの、特に児童生徒の自殺が、家族や学校、そして社会全体に与える影響には深刻なものがあります。外見上問題のない普通の子が、予想もできない事件や行動を起こしたり、街中における徘徊など、不良行為と思われる行動が、実は青少年にとっての「SOS」である場合も少なくないことが指摘されています。

学校においては、児童生徒の自殺リスクを視野に置き、教員の対応力、指導力の更なる向上に努めていくとともに、保護者や関係機関と連携した支援の充実を図っていく必要があります。

本市では数としては多くありませんが、育児ノイローゼや産後うつも自殺の重要な要因となっています。母子保健の活動等を通じて妊婦や母親の自殺のリスクを早期に発見し、必要な機関へとつなぐ等の対応を充実していく必要があります。

【施策・事業の展開】

## 1. 健康問題等への相談を通じての支援

こころの悩みやうつ病等の疾患のある人、アルコールやギャンブル依存症などの問題を抱えた人に対し、電話や窓口での相談に応じ、悩みや不安の解消や自殺予防、生きる支援となるよう相談対応の充実を図ります。

また、こころの悩みやうつ病等、自殺未遂者への訪問相談、突然身近な人を亡くされた遺族に対するこころのケアを充実します。

事業	事業内容	対象					担当課等	
		全市民	子育て	重点				
				高齢者	職域層	若者		
(1)	こころの相談会	こころの悩みやうつ病等の疾患のある人を対象に相談会を開催し、相談を通して自殺予防につなげ、生きる支援となるよう相談対応の充実を図ります。	○					健康課
(2)	アルコール相談会	アルコールやギャンブル依存症などの問題を抱えた本人、家族に対し相談会を開催し、相談を通して自殺予防につなげ、生きる支援となるよう相談対応の充実を図ります。	○					健康課
(3)	電話及び窓口での健康相談	市民のこころや身体に関する悩みや不安に対して、電話や窓口での健康相談に応じ、相談を通して自殺予防につなげ、生きる支援となるよう相談対応の充実を図ります。	○					健康課
(4)	こころのとまり木相談会	突然身近な人を亡くされた人に対し相談会を開催し、遺族等のこころのケアと生きる支援の充実を図ります。	○					健康課
(5)	ウィルながおか相談室	年齢とともに変化するからだの悩み(更年期等)に対応するとともに、自殺のリスクが懸念される相談者について、情報共有・連携した相談対応を行います。			○	○		人権・男女共同参画課

## 2. 多様な相談を通じての支援

市民から、日常生活に関わる様々な相談を受ける窓口担当職員等にゲートキーパー研修の受講を促し、自殺対策を踏まえた対応の強化を図り、悩みの解決と生きる支援につながるよう支援します。

事業	事業内容	対象					担当課等
		全市民	子育て	重点			
				高齢者	職域層	若者	
(1) 市民相談業務	市民から日常生活に関わる様々な相談を受け付ける中で、自殺につながるような相談を見逃さず、関係機関へつないでいきます。	○					市民窓口サービス課
(2) ながおか市民協働センター運営業務	市民活動に関する相談等を受付ける窓口として、委託先の NPO 法人職員等にもゲートキーパー研修の受講を促し、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	○					市民協働課
(3) ウィルながおか相談室	夫婦・家族間の人間関係、生き方等の悩みへの相談に対応するとともに、自殺のリスクが懸念される相談者について、情報共有・連携した相談対応を行います。	○					人権・男女共同参画課
(4) DV 相談事業	配偶者からのDVの相談に対応するとともに、自殺のリスクが懸念される相談者について、情報共有・連携した相談対応を行います。	○					人権・男女共同参画課



### 3. 経済的な困難を抱える人への相談支援

生活困窮者や生活保護受給者への支援、また多重債務相談や消費生活相談の機会を通じて、自殺のリスクを抱えた人の存在に早めに気づき、必要に応じて適切な支援先につなげるよう相談対応の充実を図ります。

事業	事業内容	対象					担当課等
		全市民	子育て	重点			
				高齢者	職域層	若者	
(1) 生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者の課題の解決と生きる支援につながるよう、パーソナル・サポート・センターが相談に応じたプラン作成と、専門機関へのつなぎ支援を行います。	○					生活支援課
(2) 生活保護各種扶助事務	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助に関する受給等の機会を通じて、当人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。	○					生活支援課
(3) 多重債務相談	多重債務相談を通して、抱えている課題を解決することで生きる支援となるよう、相談対応の充実を図ります。	○					消費生活センター
(4) 消費生活相談	消費生活相談を通して、抱えている課題を解決することで生きる支援となるよう、相談対応の充実を図ります。	○					消費生活センター
(5) ウィルながおか相談室	職場の人間関係、セクハラ・パワハラ、再就職等の悩みへの相談に対応するとともに、自殺のリスクが懸念される相談者について、情報共有・連携した相談対応を行います。				○		人権・男女共同参画課

## 4. 高齢者や障害のある人への支援

高齢者の健康づくりや介護予防にかかる事業を実施し、自殺予防の普及啓発を行います。また、障害のある人が安定した生活を送ることができるよう支援していく中で、背後にある様々な問題についても察知し、必要に応じて適切な支援先へつないでいきます。

事業	事業内容	対象					担当課等
		全市民	子育て	重点			
				高齢者	職域層	若者	
(1) 介護予防普及啓発事業	高齢者を対象にうつ予防講座や認知症予防講座を実施し、健康でいきいきと過ごすことができるよう支援します。			○			長寿はつらつ課
(2) 介護教室・介護者交流会事業	介護者が悩みを共有したり、情報交換を行う機会を設けることで、介護者のリフレッシュと生きる支援につなげます。			○			長寿はつらつ課
(3) 障害者権利擁護支援事業	虐待ケースへの対応や支援者向け研修会の開催、虐待予防の啓発活動、成年後見制度の利用促進を行います。	○					障害者基幹相談支援センター
(4) 障害者相談支援事業	障害者やその家族を支援していく中で、背後にある様々な問題についても察知し、必要に応じて適切な支援先へつないでいきます。	○					障害者基幹相談支援センター
(5) ウィルながおほか活動事業、ウィルながおほか相談室	広く生きがいづくりという視点で事業を行うとともに、自殺のリスクが懸念される相談者について、情報共有・連携した相談対応を行います。	○					人権・男女共同参画課

## 5. 若者・子育て家庭への支援

若年無業者等の職業的自立を促すとともに、様々な問題を抱える青少年の現状についての理解を深め、相談員がリスクに気づき、つなぎ役として対応をとれるよう取組を充実します。

また、妊婦や母親への相談により、子育てに関連する悩みや不安の軽減を図り、必要な機関へとつなぐ等の対応を充実します。

事業	事業内容	対象					担当課等
		全市民	子育て	重点			
				高齢者	職域層	若者	
(1) 長岡地域若者サポートステーション事業	「長岡地域若者サポートステーション」において、地域の関係機関とも連携し、15～39歳までの若年無業者等の職業的自立を促し、生きる支援につなげます。					○	産業支援課
(2) 青少年育成センター事業（相談窓口）	20歳未満の青少年がかかえる悩みや心配事に対して、相談に応じるとともに、相談員がゲートキーパー研修に参加し、リスクに気づき、つなぎ役として対応をとれるよう取組を充実します。					○	青少年育成課
(3) 子どもふれあいサポート事業	いじめ、不登校、問題行動など、子どもをめぐる様々な問題に対して、適応指導教室、カウンセラー等によるその対応と予防を充実し、子どもの抱えている悩みや困りごとの軽減を図ります。		○				学校教育課
(4) 産前産後サポート支援	妊産婦が抱える悩みに対し、継続して支援することで、安心して子育てができるようにサポートを行います。また、ゲートキーパー研修に職員が参加し、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。		○				子ども家庭課
(5) 家庭児童相談室の運営	子どもの養育等に関する悩みや心配事などの相談に応じるとともに、ゲートキーパー研修に職員が参加し、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。		○				子ども家庭センター

## 6. 居場所づくり活動

高齢者、子育ての親子、障害のある人等が身近で気軽に集まり、交流し、相談ができる場を設けることで、地域での孤立を防ぎ生きる支援となるよう居場所づくりの活動を推進します。

事業	事業内容	対象					担当課等
		全市民	子育て	重点			
				高齢者	職域層	若者	
(1) 地域介護予防活動支援事業	高齢者が身近で気軽に集まることのできる場所として、はつらつ広場や介護予防サークルへの支援を行います。また、参加者同士の交流を通じて社会参加や生きがいづくりを図ります。			○			長寿はつらつ課
(2) 子育ての駅事業	親子が集い交流する場や、相談ができる場を設けることで、孤独な環境での子育てや家庭環境などの負担による自殺のリスクの軽減を図ります。また、子育てコンシェルジュ等の職員がゲートキーパー研修に参加し、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。		○				子ども家庭課
(3) 地域活動支援センター事業	障害のある人の日中の居場所があることで、安定した地域生活を送ることができるよう、社会との交流や地域生活の支援を行います。	○					福祉課

### 【数値目標等（分野別目標）】

指標	基準値 平成28年(2016年)	目標値 平成35年(2023年)
つなぐシートを活用した相談体制の構築	未構築	体制整備

## 第5節 SOSの出し方、受け止め方への支援

### 【施策の方向性】

児童生徒が、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付け、「死にたい」と思いつめる前に、相談できる場所や方法などを教えておく「SOSの出し方に関する教育」の推進が求められています。

また、若い世代が、悩みを一人で抱え込み、自傷や自殺に追い込まれる以前に、出されたSOSについて、身近にいる人たちが気づき、自殺防止に向けて必要な支援や解決につながるよう取組を進めていく必要があります。

### 【施策・事業の展開】

#### 1. 児童生徒に向けた取組の推進

児童生徒の自殺防止に向けた教職員の資質・能力の向上、スクールカウンセラーや養護教員等による相談対応の充実を図り、様々な悩みを抱えた子どもたちの悩みの軽減を図るとともに、子どもたちがSOSを出しやすく、受け止めやすいよう取組を進めます。

事業	事業内容	対象					担当課等
		全市民	子育て	重点			
				高齢者	職域層	若者	
(1) 児童生徒の心のケア推進事業	養護教諭の業務補助員を派遣し、養護教諭が子どもたちの悩みやSOSをより受け止めやすくすることで、子どもの心のケアに関する支援の充実を図ります。		○				学務課
(2) 子どもふれあいサポート事業	適応指導教室、子どもサポートカウンセラー、心ふれあい相談員等の活動を通じて、いじめ、不登校、問題行動など、子どもをめぐる様々な問題に対して、その対応と予防を図り、子どもたちがSOSを出しやすく、受け止めやすいよう取組を進めます。		○				学校教育課
(3) 長岡市教育センター事業	教員が子どもたちのSOSを受け止めることができるよう、教員研修や教育相談を充実し、様々な悩みを抱えた子どもたちの悩みの軽減を図ります。		○				学校教育課

## 2. 若者を対象とした取組の推進

自殺のリスクが懸念される相談者への相談対応、中学生、高校生への DV についての啓発、20 歳未満の未成年への相談体制を継続することにより、必要な支援や解決につながるよう取組を進めます。

また、高校中退者や高校卒業後から 20 歳代の若者等の相談体制が充実していない現状があるため、関係機関と相談体制について検討する場を設け、体制を整備します。

事業	事業内容	対象					担当課等	
		全市民	子育て	重点				
				高齢者	職域層	若者		
(1)	ウィルながお か相談室	自殺のリスクが懸念される相談者について、情報共有・連携した相談対応を行います。ゲートキーパー研修に職員が参加し、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。					○	人権・男女 共同参画課
(2)	DV 防止・被害 者支援事業	中学生、高校生に DV や相談機関について正しい知識をもってもらうよう、意識啓発、情報提供を行い、DVの防止や実際に DV 被害を受けた際に、必要な支援や解決につながるよう取組を進めます。					○	人権・男女 共同参画課
(3)	青少年育成セ ンター事業 (相談窓口)	20 歳未満の青少年がかかえる悩みや心配事に対して、相談に応じるとともに、相談員がゲートキーパー研修に参加し、リスクに気づき、つなぎ役として対応をとれるよう取組を充実します。					○	青少年育成 課
(4)	若者への相 談体制の整 備	若者、特に高校中退者や 20 歳代の若者に対する相談窓口の把握と、庁内外の相談体制の整備を目的に、相談体制について検討する場を設け、体制を整備します。					○	健康課

### 3. SOSを受け止める体制の充実

市役所の窓口や日常生活の場において、悩みを抱えながらも SOS を出せない市民に気づき、声かけを行い、適切な専門機関につなぐことができるゲートキーパーの養成を計画的に行います。

事業	事業内容	対象					担当課等
		全市民	子育て	重点			
				高齢者	職域層	若者	
(1) ゲートキーパー研修会	市役所職員のうち、各課の窓口にて市民の相談等を受ける職員等及び関係機関の職員、また地域住民等が、悩みを抱えた人のSOSに気づき受け止めることができるよう、ゲートキーパー研修の受講を促し、計画的にゲートキーパーの養成と周知を図ります。	○					健康課

#### 【数値目標等（分野別目標）】

指標	基準値 平成 28 年 (2016 年)	目標値 平成 35 年(2023 年)
市職員のゲートキーパー研修 受講人数	39 人	延べ 200 人
「若者」「職域層」「高齢者」に関わる関係機関職員へのゲートキーパー研修の実施（受講者数）	未実施	20 回 延べ 600 人
地域住民へのゲートキーパー研修の実施（受講者数）	3 回 120 人	45 回 延べ 1,800 人
インターネットを活用した相談体制の整備	未構築	体制整備
若者の相談体制について検討する場の設置	未設置	設置

# 第5章 計画の推進

---

## 第1節 計画の推進体制

---

庁内においては、福祉保健部を中心に関係部署との緊密な連携と協力のもと、組織横断的に自殺対策を推進します。

保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関、NPO等の民間団体、行政機関は、「いのち支える長岡市自殺対策連絡会議」のもとに共通認識を持ち、連携、協力して総合的な自殺対策を推進します。

## 第2節 関係機関、団体等との連携・協働

---

各関係機関及び団体等は、本市の自殺対策に関する各々の業務・役割を遂行するとともに、相互に連携を図り、地域を挙げて自殺対策に取り組んでいきます。

NPO等の関係団体は、自殺念慮者や遺族等への支援を行うとともに、行政機関等と連携、協力して自殺対策を推進します。

企業等の労働分野の関係者は、長岡労働基準監督署の指導の下に、職場におけるメンタルヘルス対策を推進するとともに、従業員等が心身の健康を損なうことのないよう、働きやすい職場づくりに努め、勤労者の自殺予防に取り組みます。

教育関係者は、児童生徒等の心とからだの健康づくりや生きる力を高めるための教育の推進、自殺予防のための教職員の研修等を行い、児童生徒等の自殺予防の取組を推進します。

医療機関は、自殺リスクの高い自殺未遂者やうつ病等精神疾患患者等に適切な医療、ケアを提供できるよう、各診療科間の連携の強化を図るなど、自殺予防の取組を進めます。

精神保健関係機関、団体は、心の悩みや精神疾患等に関する相談を重層的に実施し、人材育成を始め、専門機関としての機能を生かした取組を展開します。

保健所・保健センターは、地域における健康等に関する普及啓発、相談、支援、自殺予防やうつ病等精神疾患に関する人材育成など、地域の実情に応じて心身の健康づくりも含めた包括的な取組を展開します。

高齢福祉サービス事業所、障害福祉サービス事業所等は、より適切な相談、支援等を行うとともに、利用者等の自殺のサインを早期に察知し、適切な支援窓口に結びつけるよう努めます。



### 第3節 計画の進行管理と評価

---

本計画の実施状況については、計画の最終年度においてPDCAに基づく点検・評価を行い、「いのち支える長岡市自殺対策連絡会議」での意見を参考にしながら、次期計画に反映していきます。

## 資料編

---

1. 長岡市自殺対策計画策定委員会設置要領
2. 長岡市自殺対策計画策定委員会委員名簿
3. 長岡市自殺対策計画庁内ワーキング名簿
4. 長岡市自殺対策計画事業一覧

# 1 長岡市自殺対策計画策定委員会設置要領

---

## (設置)

第1条 「生きるための支援」としての自殺対策であるという自殺対策基本法、自殺対策大綱の理念に基づき、長岡市の実情に即した長岡市自殺対策計画の策定を行うにあたり、長岡市自殺対策計画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 委員会の委員は、保健、医療、福祉、司法、教育、労働、各種支援機関に依頼を行い、関係団体担当者及び学識経験者をもって組織する。

## (検討事項)

第3条 委員会は次に掲げる事項について検討する。

- (1) 「長岡市自殺対策計画」の策定に関する事項
- (2) 「長岡市の自殺対策」全般に関する事項

## (任期)

第4条 委員の任期は平成29年12月1日から平成31年3月31日までとする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

## (会議)

第6条 委員会は委員長が招集する。

## (庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉保健部健康課において行う。

## (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。

## 2 長岡市自殺対策計画策定委員会委員名簿

役職	所属等	氏名
委員長	長岡市医師会 理事	丸山 直樹
副委員長	長岡市薬剤師会 理事	山田 滋
委員	新潟県弁護士会	砂山 雅人
委員	新潟県臨床心理士会 メンタルヘルス委員	高橋 元恵
委員	新潟県高等学校長協会 副会長	宮田 佳則
委員	長岡商工会議所 事務局次長兼相談所長	長谷川 和明
委員	長岡市民生委員児童委員協議会 副会長	高井 一芳
委員	NPO法人新潟マック 施設長	北原 勝利
委員	NPO法人女のスペース・ながおか 相談員	田中 民子
委員	長岡市社会福祉協議会 地域福祉課長	本間 和也
委員	長岡労働基準監督署 副署長	菊地 久人
委員	長岡警察署 生活安全課長	本間 浩信
委員	長岡地域振興局健康福祉環境部 地域保健課長代理	波多野 さと子
委員	中越地域いのちとこころの支援センター 専門相談員	小林 詠里子
委員	新潟医療福祉大学 地域・産官学連携担当副学長	丸田 秋男
委員	新潟青陵大学 福祉心理学部准教授	関谷 昭吉
事務局	福祉保健部長	小村 久子
	福祉保健部 健康課長	茨木 奈美
	福祉保健部 健康課 地域健康づくり係	

(順不同、敬称略)

### 3 長岡市自殺対策計画庁内ワーキング名簿

職名	氏名
市民協働推進部 人権・男女共同参画課 課長補佐	神保 亜由美
市民協働推進部 市民課 消費生活センター 主査	永沢 早苗
福祉保健部 福祉総務課 庶務係 係長	菊池 幸子
福祉保健部 生活支援課 相談第一係 主査	菊地 寛之
福祉保健部 福祉課 障害者基幹相談支援センター 主査	両田 美智子
福祉保健部 長寿はつらつ課 高齢者基幹包括支援センター 主査	上山 知栄子
産業支援課 雇用促進係 係長	諸橋 亜希子
学校教育課 学校支援係 係長	斎藤 豊
子ども家庭課 すくすく子育て係 主査	横山 裕子
子ども家庭課子ども家庭センター 相談係長	木村 圭介
青少年育成課 青少年育成センター 所長	栗林 洋子
消防本部警防課 救急管理室 係長	佐藤 博之

## 4 長岡市自殺対策計画事業一覧

### (1) 地域におけるネットワークの強化

No	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた 事業内容	対象					担当課等
				全市民	子育て	重点			
高齢者	職域	若者							
1	DV防止・被害者支援事業 DV防止ネットワーク、DV被害者支援庁内連絡会議の開催	警察、弁護士、医師会、行政機関等及び庁内関係課による連絡会議を開催しDVに関する情報共有を図る。	自殺のリスクが懸念される相談者について、情報共有を図り、連携した相談対応を行います。	○					人権・男女共同参画課
2	障害者虐待防止対策事業	障害者虐待防止センターとして、虐待の通報又は届出の受理、安全確認、事実確認、対応の協議を行う。	虐待通報受理後、速やかに対応を協議できるよう、関係機関の連携強化を図ります。	○					福祉課 (障害者基幹相談支援センター)
3	高齢者虐待防止	養護者による高齢者虐待の早期発見・早期対応を図るとともに、養護者の支援を行いその負担の軽減を図る。	養護者による高齢者虐待の早期発見、早期対応を図るとともに関係機関と連携しながら自殺のリスクが懸念される相談者について情報共有・連携した相談対応に努めます。			○			長寿はつらつ課 (高齢者基幹包括支援センター)
4	自殺予防対策庁内外 連絡会議	庁内および関係機関における自殺対策の取り組みを推進するため、連絡会議を開催する。	自殺の背景となる、多重債務、過労、健康問題など多様な要因に対し、関係機関の連携と協力により、悩みを解決し、自殺の未然防止を図ります。	○					健康課
5	つなぐシートの活用	「つなぐシート」を作成し、全庁的に対応できる体制を整える。	複数の悩みを抱えている相談者に対し、できるだけ早い段階で関係する機関と情報を共有し、確実に相談につなげるため、「つなぐシート」を作成し全庁的に対応できる体制を整えます。	○					健康課
6	職域層への相談体制の整備	職域層に対する相談窓口の把握を行う。また、庁内および関係機関と相談体制について検討する場を設定する。	職域層に対する相談窓口の把握と、庁内外の相談体制の整備を目的に、相談体制について検討する場を設け、体制を整備します。				○		健康課
7	要保護児童対策 地域協議会の運営	児童虐待など要保護児童等の相談・通告窓口。児童虐待防止のための事業を実施するもの	保護者から子どもの養育や家庭における問題等の相談を受ける中で、様々な関係機関と連携しながら支援を行い、問題の深刻化を防ぐことで自殺リスクの軽減を図ります。		○				子ども家庭課 (子ども家庭センター)
8	自殺関係の統計の活用	救急関係の統計データを自殺対策の会議等で提供し、長岡市の傾向を分析する等、対策の参考に使用する。	救急関係の統計データのうち、自殺に関連する部分について、自殺対策の研究及び推進のために活用します。	○					消防本部警防課

(2) 自殺対策を支える人材育成

No	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた 事業内容	対象					担当課等
				全市民	子育て	重点			
						高齢者	職域	若者	
9	職員研修事業	職員に対して研修を行う。	ゲートキーパー研修に職員が参加し、自殺につながるような相談を見逃さず、関係機関へつなぐことができるよう、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	○					人事課
10	窓口対応業務	窓口や電話で、市民の問い合わせに答える。または、適切な課へ取り次ぐ。	ゲートキーパー研修に職員が参加し、自殺につながるような相談を見逃さず、関係機関へつなぐことができるよう、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	○					市民窓口 サービス課
11	市民相談業務	市民から、日常生活に関わる様々な相談を受け付ける。必要に応じ、弁護士や司法書士などの専門家の無料相談も可能。	ゲートキーパー研修に職員が参加し、自殺につながるような相談を見逃さず、関係機関へつなぐことができるよう、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	○					市民窓口 サービス課
12	納付相談時の対応	窓口における納付相談時にお客様の生活が困窮していた場合、福祉担当課や無料弁護士相談窓口へ取り次ぐ。	ゲートキーパー研修に職員が参加し、自殺につながるような相談を見逃さず、関係機関へつなぐことができるよう、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	○					収納課
13	ながおか市民協働 センター運営業務	様々な市民活動を支える拠点として、相談業務を行うもの	市民活動に関する相談等を受け付ける窓口であり、潜在的な自殺リスクの高い市民が来ることも想定されるため、ゲートキーパー講習に委託先のNPO法人職員及び、当課の窓口担当臨時職員が参加し、自殺につながるような相談を見逃さず、関係機関へつなぐことができるよう、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	○					市民協働課
14	コミュニティセンター職員 研修	コミュニティセンター職員に対する研修	コミュニティセンター職員の研修会において、ゲートキーパー研修や自殺に関する話を組み込み、地域住民に接する際のこころの不調に気づくアンテナを高くすることが出来るよう、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	○					市民協働課
15	多重債務相談	多重債務に関する相談。消費生活相談員、弁護士または司法書士が対応。	相談者の中には悩みを複合的に抱えている方もいるため、ゲートキーパー研修に職員が参加し、自殺につながるような相談を見逃さず、関係機関へつなぐことができるよう、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	○					市民課 (消費生活センター)
16	消費生活相談	消費生活に関する相談。消費生活相談員が対応。	相談者の中には悩みを複合的に抱えている方もいるため、ゲートキーパー研修に職員が参加し、自殺につながるような相談を見逃さず、関係機関へつなぐことができるよう、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	○					市民課 (消費生活センター)
17	ウィルながおか相談室 一般相談	夫婦・家族間の人間関係、生き方等の悩み相談	自殺のリスクが懸念される相談者について、情報共有・連携した相談対応を行います。また、ゲートキーパー研修に職員が参加し、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	○					人権・男女共同参画課
18	DV相談事業	DVに関する悩み相談	配偶者からのDV相談に対応するとともに、自殺のリスクが懸念される相談者について情報共有、連携した相談対応を行います。	○					人権・男女共同参画課
19	DV防止・被害者支援事業 デートDV出前講座	中学校・高校等で生徒・教職員・保護者向けにデートDVに関する講演を行い、被害者にも加害者にもならない人間関係の築き方を学んでもらう。	DV被害を受けた際、必要な機関につながり、解決の方向性が見え、生きる支援につながるために、中学生、高校生等にDVや相談機関について正しい知識をもってもらうよう、意識啓発、情報提供を行います。	○					人権・男女共同参画課

No	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた 事業内容	対象					担当課等
				全市民	子育て	重点			
						高齢者	職域	若者	
20	DV防止・被害者支援事業 DV防止ネットワーク、DV被害者支援庁内連絡会議の開催	警察、弁護士、医師会、行政機関等及び庁内関係課による連絡会議を開催しDVに関する情報共有を図る。	自殺のリスクが懸念される相談者について、情報共有を図り、連携した相談対応を行います。	○					人権・男女共同参画課
21	女性活躍推進事業	女性活躍推進法に基づく取り組みとして、関係機関と連携し働く女性・働きたい女性に対し、困りごと・悩み事ができた際の相談窓口の情報提供やワンストップ相談会を開催。	長時間労働等、自殺のリスクが懸念される相談について、情報共有・連携した相談対応を行います。また、働くことを主眼においた生きがいづくりの視点で、情報提供や啓発を行います。	○					人権・男女共同参画課
22	民生委員・児童委員事業	民生委員・児童委員による地域の見守りや相談・支援活動の実施	ゲートキーパー研修を実施し、見守り活動におけるこころの不調に気づくアンテナを高くします。 また、民生委員の気づきや住民の相談内容を関係機関につなぐことで、地域の自殺実態把握や対策を図ります。	○					福祉総務課
23	権利擁護体制整備事業	権利擁護総合窓口（市社会福祉協議会内に設置）に対する補助	権利擁護総合窓口（市社会福祉協議会内に設置）相談対応等の中で、自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、適切な支援につなぎます。	○					福祉総務課
24	ボランティアセンター運営事業	ボランティアについて「したい、知りたい、欲しい」などの相談や情報提供を行い、また、各種講座を開催するなど、地域に根差したボランティアの育成に取り組みするもの	ボランティアに「ゲートキーパー」研修を受講してもらい、対応等を習得することで、地域における自殺対策に関わる人材を増やします。	○					福祉総務課
25	福祉窓口業務	各種サービスの申請・更新手続きのほか、相談等の受付業務	ゲートキーパー研修に窓口職員が参加し、自殺につながるような相談を見逃さず、関係機関へつなぐことができるよう、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	○					福祉課
26	手話通訳者設置事業	市役所に来庁する聴覚等障害者の相談等について、主旨の伝達を円滑に行うための手話通訳者を設置することにより、聴覚等障害者の負担軽減を図るもの	ゲートキーパー研修に職員が参加し、自殺につながるような相談を見逃さず、関係機関へつなぐことができるよう、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	○					福祉課
27	医療費助成事業	各対象者への医療費の助成 【自立支援医療（更生・育成・精神通院医療）、未熟児養育医療、老人・重度障害者・ひとり親・子ども・妊産婦・精神医療費助成】	ゲートキーパー研修に職員が参加し、医療費助成の相談や申請等への対応時で問題を抱えている場合には包括的な支援へとつなげるよう、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	○					福祉課
28	障害者相談員による相談業務 (身体・知的障害者相談員)	行政より委託した障害者相談員による相談業務	ゲートキーパー研修に相談員が参加し、生活上の様々な困難を察知・把握する上での視点を身に付けてもらい、必要な場合には適切な支援先につなげるよう、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	○					福祉課 (障害者基幹相談支援センター)
29	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者の家計、健康、就労等の相談に応じ、自立に向けたプランの作成や専門機関へのつなぎ支援を行う。	ゲートキーパー研修に職員が参加し、自殺につながるような相談を見逃さず、関係機関へつなぐことができるよう、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	○					生活支援課
30	生活保護各種扶助事務	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助	ゲートキーパー研修に職員が参加し、自殺につながるような相談を見逃さず、関係機関へつなぐことができるよう、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	○					生活支援課



No	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた 事業内容	対象					担当課等
				全市民	子育て	重点			
						高齢者	職域	若者	
31	公営住宅事務	公営住宅の管理事務・公募事務を行う。	公営住宅の居住者や入居申込者の中には、生活面で困難や問題を抱えている方もいるため、ゲートキーパー研修に職員が参加し、自殺につながるような相談を見逃さず、関係機関へつなぐことができるよう、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	○					生活支援課 市営住宅相談室
32	公営住宅家賃滞納整理対策	滞納者に対する納付相談・減免状況の把握	家賃滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、ゲートキーパー研修に職員が参加し、自殺につながるような相談を見逃さず、関係機関へつなぐことができるよう、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	○					生活支援課 市営住宅相談室
33	介護保険事業者説明会	介護保険事業者に新年度の事業方針等を説明する。	介護保険事業者がゲートキーパー研修に参加し、高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を強化します。			○			介護保険課
34	地域包括支援センターの運営	市内に11か所に設置されている地域包括支援センターにおいて、高齢者の保健・福祉・介護の相談支援を行う。	ゲートキーパー研修に地域包括支援センター職員が参加し、自殺につながるような相談を見逃さず、関係機関へつなぐことができるよう、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。			○			長寿はつらつ課 (高齢者基幹包括支援センター)
35	保険料の賦課、収納、減免	滞納者に対する納付勧奨・減免状況の把握	保険料滞納者の中には、経済的な困難や悩みを複合的に抱えている方もいるため、対応する職員がゲートキーパー研修に参加し、自殺につながるような相談を見逃さず、関係機関へつなぐことができるよう、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	○					国保年金課
36	重複多受診者訪問指導	重複多受診者を訪問指導することにより、被保険者の健康相談、適正受診の指導を行う。	医療機関を頻回・重複受診する方の中には心身の健康面で不安を抱えている方もいるため、対応する職員がゲートキーパー研修に参加し、自殺につながるような相談を見逃さず、関係機関へつなぐことができるよう、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	○					国保年金課
37	ゲートキーパー研修会	市役所職員や地域住民に対してゲートキーパーの役割について学ぶ研修会を実施。	市役所各課の窓口にて市民の相談等を受ける職員及び関係機関の職員等、また地域住民等に対してゲートキーパー研修の受講を促し計画的にゲートキーパーの養成と周知を図ります。	○					健康課
38	自殺未遂者への支援	自殺のハイリスク者である自殺未遂者に対し、支援を行うため、支援者向けに研修会を実施する。	自殺未遂を繰り返す市民に対応する保健師等に対して研修会を行い、保健師等の資質向上を図ります。	○					健康課
39	長岡地域若者サポートステーション事業	「長岡地域若者サポートステーション」において、地域の関係機関とも連携し、15～39歳までの若年無業者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援する。	ゲートキーパー研修に長岡地域若者サポートステーション職員が参加し、自殺につながるような相談を見逃さず、関係機関へつなぐことができるよう、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。					○	産業支援課
40	働き方改革推進事業	相談業務、セミナー開催等を通じ、企業による労働者が働きやすい環境づくりの推進を支援する。宣誓書を出した企業は「はたプラ」に登録される。登録企業以外にも企業向けに、啓発・研修・働き方相談員によるアドバイスを行う。	ゲートキーパー研修に働き方相談員が参加し、企業への訪問を通して、企業内での相談体制や関係機関との連携など、自殺対策を踏まえた助言を行います。				○		産業支援課
41	就学援助・奨励費補助事業	経済的理由や被災により就学困難と認められる児童生徒の保護者や、特別支援学級に通学する児童の保護者に対して、就学に必要な経費の一部を援助する。	保護者と対応する職員がゲートキーパー研修に参加し、自殺につながるような相談を見逃さず、関係機関へつなぐことができるよう、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。		○				学務課

No	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた 事業内容	対象					担当課等
				全市民	子育て	重点			
						高齢者	職域	若者	
42	長岡市教育センター事業	教職員の資質・能力を向上させるとともに、子ども、保護者及び学校の支援を行う。 1 研修講座や要請研修の実施 2 教育相談の充実	教職員がゲートキーパー研修に参加し、子ども達の自殺につながるような相談を見逃さず、関係機関へつなぐことが出来るよう、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。		○				学校教育課
43	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人を会員組織化し、援助活動を運営する。	子育て中の親がファミリーサポート事業を利用することで、孤独な環境での子育てや家庭環境などの負担による自殺のリスクの軽減に寄与します。		○				子ども家庭課
44	保育の担当者への周知	公立保育園長会議において、自殺の状況やこころの変化に気づきの大切さを伝える。	公立保育園長がゲートキーパー研修に参加し、自殺につながるような相談を見逃さず、関係機関へつなぐことができるよう、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。		○				保育課
45	青少年育成センター事業（相談窓口）	青少年の非行防止、健全育成を図るための事業として相談窓口を設置	相談員がゲートキーパー研修に参加し、リスクに気づき、つなぎ役として対応をとれるよう取組を充実します。					○	青少年育成課
46	水道料金徴収業務	・料金滞納者に対する料金徴収事務 ・給水停止執行業務	滞納者の中には経済的な困難や悩みを複合的に抱えている方もいるため、ゲートキーパー研修に職員が参加し、自殺につながるような相談を見逃さず、関係機関へつなぐことができるよう、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	○					水道局業務課
47	窓口業務	戸籍、死亡届や住民票など窓口担当業務を行う。	ゲートキーパー研修に職員が参加し、自殺につながるような相談を見逃さず、関係機関へつなぐことができるよう、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	○					市民課

(3) 住民への啓発と周知

No	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた 事業内容	対象					担当課等
				全市民	子育て	重点			
						高齢者	職域	若者	
48	市政だよりの発行	市の施策や事業、催しなどの生活情報をお知らせする広報紙で、町内会などを通じ全世帯に配布。	新潟県の自殺対策強化月間にあわせ9月と3月を強化月間とし、市政だよりに相談窓口等の記事を掲載し市民に周知を図ります。	○					広報課
49	メディアによる情報伝達	市HP・Facebookなどにより、市の施策や事業、催し、地域情報などを市内外に広く情報発信。	自殺対策に関する取り組みやお知らせ、相談・支援に関する情報を広く発信することで、市民の意識啓発及び情報周知を図ります。	○					広報課
50	ウィルながおか活動事業	男女共同参画推進の拠点施設として、市民ボランティアと協働で各種セミナーの開催、情報誌「あぜりあ」の発行、ウィルながおかフォーラム（講演会等）の開催を行う。	各種セミナーの開催、情報誌「あぜりあ」の発行、ウィルながおかフォーラムの開催を行う中で自殺対策に関する情報提供と啓発を行います。	○					人権・男女共同参画課
51	DV防止・被害者支援事業 デートDV出前講座	中学校・高校等で生徒・教職員・保護者向けにデートDVに関する講演を行い、被害者にも加害者にもならない人間関係の築き方を学んでもらう。	DV被害を受けた際、必要な機関につながり、解決の方向性が見え、生きる支援につながるために、中学生、高校生等にDVや相談機関について正しい知識をもってもらよう、意識啓発、情報提供を行います。	○					人権・男女共同参画課
52	すこやか・ともしびまつり 開催事業	「健康でふれあいのあるまちづくり」の実現のため、参加団体の活動紹介や作品・成果発表、参加体験を通じ、広く長岡市民に健康づくりや福祉への啓発を行うことを目的とするもの同日開催で「健康づくりセミナー」としてこころの健康づくり講演会を開催。	イベント内において特設ブースを設け、自殺対策のパネル展示や各種相談先のリーフレット配置等による情報提供を行います。	○					福祉総務課
53	多世代健康まちづくり事業	気軽に継続して楽しく健康づくりに取り組める会員登録制の健康くらぶを運営する。「食・運動・休養」のバランスを整え、健康寿命の延伸や医療費の削減につながる事を目指している。	身体の健康相談だけでなく、「こころ」の健康についても保健師に気軽に相談できる体制を整えることで、心身ともにバランスのとれた健康づくりを推進していきます。	○					福祉総務課
54	障害者理解促進講座	障害者も地域住民も相互理解のもと暮らしやすくなる共生社会の実現のために、障害者理解を促進するための普及啓発の取り組みを関係者と共同で実施。	広く市民に対して障害者理解に関する普及啓発を行います。	○					福祉課
55	介護教室・介護者交流会事業	要介護等の状態の維持・改善を目的とした知識・技術の取得等を内容とした教室、情報交換・交流会等を開催。	介護教室・介護者交流会を通して自殺予防の普及啓発を行います。			○			長寿はつらつ課
56	シルバーささえ隊事業	各地域包括支援センターが地域の商店などをまわり、加入してもらえよう依頼し、加入したお店などには看板ステッカーを貼る。高齢者には挨拶など見守りを伝えている。定期的に（年2回）通信お便りを加入者へ発行。	年2回発行している通信の中で、自殺予防の普及啓発を行います。			○			長寿はつらつ課 (高齢者基幹包括支援センター)
57	カフェDE健康講座	ヘルスカウンセラーを講師に呼び、ストレスや人間関係などに関する講座を実施。	ヘルスカウンセラーを講師に、ストレスや人間関係等に関する講座を開催し講座を通して自殺予防の普及啓発を行います。	○					健康課
58	多世代健康づくりセミナー	健康の3要素である「運動」「栄養」「休養」を総合的に体験、学習できるセミナーを実施。	健康づくりセミナーの中で自殺予防の普及啓発を行います。	○					健康課
59	こころの講演会	年1回、うつ病や家族関係などテーマに合わせた講演会を実施し、こころの健康について普及啓発する。	うつ病や家族関係等テーマに合わせた講演会を実施しこころの健康や自殺予防の普及啓発を行います。	○					健康課

No	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた 事業内容	対象					担当課等
				全市民	子育て	重点			
						高齢者	職域	若者	
60	こころの健康講座	コミュニティ健康づくり関係事業の一環として、こころの健康の普及啓発のため、各コミセンや支所地域で外部講師から市民向けのこころの講座を実施。	各コミュニティセンターや支所地域で市民向けのこころの講座を実施し、講座を通して自殺予防の普及啓発を行います。	○					健康課
61	こころの健康の啓発・周知	うつ病の知識や市内医療機関の紹介先を掲載したリーフレットを作成・配布。	うつ病や医療機関の情報、自殺予防の普及啓発を行います。また、職域層が相談したい時に支援につながるよう、相談窓口等の情報周知を図ります。	○					健康課
62	インターネットを活用した啓発	インターネットで「死にたい」など自殺に関連する言葉を検索した市民に対し、相談機関の情報提供を行う。	インターネットで自殺に関連する言葉を検索した市民に対し支援につながるよう相談窓口等の情報周知を図ります。	○					健康課
63	食生活改善推進事業	食生活改善推進員の養成（20時間以上の講習が必要）を通じて、地域住民の食生活の改善を図ることにより、生活習慣病等を予防するとともに、健康寿命の延伸を目指す。	推進員の養成講座の中に、自殺予防の普及啓発を行います。	○					健康課
64	働き方改革推進事業	相談業務、セミナー開催等を通じ、企業による労働者が働きやすい環境づくりの推進を支援する。宣誓書を出した企業は「はたプラ」に登録される。登録企業以外にも企業向けに、啓発・研修・働き方相談員によるアドバイスを行う。	セミナー等の機会を捉え、勤務問題に起因する自殺者の予防について企業への意識啓発を図ります。				○		産業支援課
65	就学援助・奨励費補助事業	経済的理由や被災により就学困難と認められる児童生徒の保護者や、特別支援学級に通学する児童の保護者に対して、就学に必要な経費の一部を援助する。	保護者と対応する際に、必要に応じ各種相談先リーフレットを渡し、支援につながるよう情報周知を図ります。		○				学務課
66	水道料金徴収業務	・料金滞納者に対する料金徴収事務 ・給水停止執行業務	滞納者の中には経済的な困難や悩みを複合的に抱えている方もいるため、料金支払い窓口相談先チラシを常設したり、給水停止執行の通知書に相談先を掲載することで、必要な方が支援につながるよう情報周知を図ります。	○					水道局業務課
67	自殺予防パンフレットの配布	自殺予防パンフレットを救急法等の出向時に配布することで、一人でも多くの住民への問題啓発を図り、自殺防止に努める。	啓発用リーフレットの配布を通じて、地域の支援機関等の資源について住民に情報周知を図ることができる。	○					消防本部警防課
68	館内奉仕事業	市内各図書館において、市民の課題解決に向けた資料及びサービスの充実を図る	自殺対策強化月間等に合わせ、館内の特設コーナーで関連書籍を展示し市民の意識啓発を行います。	○					中央図書館
69	地域学びコーディネーター講座	各地域のコミュニティセンター、地区公民館等において、地域課題に対応した教育的事業を行う人材を養成する。	受講生から「ゲートキーパー研修」を受講してもらうことにより、今日的課題である自殺対策について、地域住民に対する対応力の強化、実践力の向上を図ります。	○					中央公民館

(4) 生きることの促進要因への支援

No	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた 事業内容	対象					担当課等
				全市民	子育て	重点			
						高齢者	職域	若者	
69	市民相談業務	市民から、日常生活に関わる様々な相談を受け付ける。必要に応じ、弁護士や司法書士などの専門家の無料相談も可能。	市民から日常生活に関わる様々な相談を受け付ける中で、自殺につながるような相談を見逃さず、関係機関へつないでいきます。	○					市民窓口 サービス課
70	ながおか市民協働 センター運営業務	様々な市民活動を支える拠点として、相談業務を行うもの	市民活動に関する相談等を受付ける窓口として、委託先のNPO法人職員等にゲートキーパー講習を促し、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	○					市民協働課
71	多重債務相談	多重債務に関する相談。消費生活相談員、弁護士または司法書士が対応。	多重生活相談を通して、抱えている課題を解決することで生きる支援となるよう、相談対応の充実を図ります。	○					市民課 (消費生活センター)
72	消費生活相談	消費生活に関する相談、消費生活相談員が対応。	消費生活相談を通して、抱えている課題を解決することで生きる支援となるよう、相談対応の充実を図ります。	○					市民課 (消費生活センター)
73	ウィルながおか相談室 一般相談	夫婦・家族間の人間関係、生き方等の悩み相談	夫婦・家族間の人間関係、生き方等の悩みへの相談に対応するとともに、自殺のリスクが懸念される相談者について情報共有・連携した相談対応を行います。	○					人権・男女共同参画課
74	ウィルながおか相談室 仕事・職場の悩み専門相談	職場の人間関係、セクハラ・パワハラ、再就職等の悩み相談	職場の人間関係、セクハラ・パワハラ、再就職等の悩みへの相談に対応するとともに自殺のリスクが懸念される相談者について、情報共有・連携した相談対応を行います。				○		人権・男女共同参画課
75	ウィルながおか相談室 からだの悩み専門相談	年齢とともに変化するからだの悩み（更年期等）相談	年齢とともに変化するからだの悩み（更年期等）に対応するとともに自殺のリスクが懸念される相談者について、情報共有・連携した相談対応を行います。			○	○		人権・男女共同参画課
76	ウィルながおか活動事業	男女共同参画推進の拠点施設として、市民ボランティアと協働で各種セミナーの開催、情報誌「あぜりあ」の発行、ウィルながおかフォーラム（講演会等）の開催を行う。	広く生きがいがづくりに関わる事業を男女共同参画の視点で行います。	○					人権・男女共同参画課
77	DV相談事業	DVに関する悩み相談	配偶者からのDV相談に対応するとともに自殺のリスクが懸念される相談者について情報共有、連携した相談対応を行います。	○					人権・男女共同参画課
78	女性活躍推進事業	女性活躍推進法に基づく取り組みとして、関係機関と連携し働く女性・働きたい女性に対し、困りごと・悩み事ができた際の相談窓口の情報提供やワンストップ相談会を開催。	長時間労働等、自殺のリスクが懸念される相談について、情報共有・連携した相談対応を行います。また、働くことを主眼においた生きがいがづくりの視点で、情報提供や啓発を行います。				○		人権・男女共同参画課
79	地域活動支援センター事業	障害のある人が通所して創作的活動や生産活動をすることで、社会との交流や地域生活の支援を促進することを目的に実施している。	障害のある人の日中の居場所があることで、安定した地域生活を送ることができるよう、社会との交流や、地域生活の支援を行います。	○					福祉課
80	地域活動支援センター 通所支援事業	精神状態等により、自ら外出や活動に参加できない障害者に対して、社会参加のきっかけとして、地域活動支援センターに通所できるように家庭訪問や電話で働きかけを実施している。	社会参加のきっかけとなり、地域で孤立することがないように、地域活動支援センターへの通所を働きかけます。	○					福祉課

No	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた 事業内容	対象					担当課等
				全市民	子育て	重点			
						高齢者	職域	若者	
81	地域自立支援協議会の開催	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関する機関とのネットワーク構築	地域関係者で長岡市の状況に応じた障害福祉のシステムづくりなどについて協議しています。	○					福祉課 (障害者基幹相談支援センター)
82	ガイドブック作成事業	障害者ガイドブック「ともに生きる」の作成、職員向け障害者対応マニュアルを作成し、市のホームページに掲載	「ともに生きる」を作成し、市の障害者サービスの手続きについて、担当者が速やかに相談に応じます。障害者対応マニュアルにより、障害に合わせた対応を行います。	○					福祉課
83	障害者権利擁護支援事業	障害者等が自ら望んだ場所で自分らしく生活する上での権利を擁護するために必要な支援を行うことで、障害者等の支援を図る。	虐待ケースへの対応や、支援者向け研修会の開催、虐待予防の啓発活動、成年後見制度の利用促進を行います。	○					福祉課 (障害者基幹相談支援センター)
84	障害者相談支援事業	障害者及びその家族の地域生活を支援するため、様々な相談に応じるとともに、福祉サービスの紹介や手続きを支援する。 相談窓口として専門的な相談支援スキルを有する市内5か所の障害者相談支援事業所に委託し実施している。	障害者やその家族を支援していく中で、背後にある様々な問題についても察知し、必要に応じて適切な支援先へつないでいきます。	○					福祉課 (障害者基幹相談支援センター)
85	生活困窮者 自立相談支援事業	生活困窮者の家計、健康、就労等の相談に応じ、自立に向けたプランの作成や専門機関へのつなぎ支援を行う。	生活困窮者の課題の解決と生きる支援につながるようパーソナルサポートセンターが相談に応じたプラン作成と専門機関へのつなぎ支援を行います。	○					生活支援課
86	生活保護各種扶助事務	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助に関する受給等の機会を通じて、本人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなぎます。	○					生活支援課
87	介護教室・介護者交流会事業	要介護等の状態の維持・改善を目的とした知識・技術の取得等を内容とした教室、情報交換・交流会等を開催する。	介護者が悩みを共有したり、情報交換を行う機会を設けることで、介護者のリフレッシュと生きる支援につなげます。			○			長寿はつらつ課
88	地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の支援	高齢者が身近で気軽に集まることのできる場所として、はつらつ広場や介護予防サークルへの支援を行います。また、参加者同士の交流を通じて、社会参加や生きがいを図ります。			○			長寿はつらつ課
89	介護予防普及啓発事業	介護予防の普及啓発に資する介護予防教室の開催	高齢者を対象にしたうつ予防講座や認知症予防講座を実施し、健康でいきいきと過ごすことできるよう支援します。			○			長寿はつらつ課
90	カフェDE運動・健康相談	健康維持のための運動・健康相談を開催 保健師・運動指導員が従事	気軽に立ち寄り、様々な相談を通じて自殺予防につなげ、生きる支援となるよう相談対応の充実を図ります。	○					健康課
91	こころの相談会	こころの悩みやうつ病等の疾患のある人を対象に相談会を開催（臨床心理士）月2回程度	こころの悩みやうつ病等の疾患のある人を対象に相談会を開催し、相談を通して自殺予防につなげ、生きる支援となるよう相談対応の充実を図ります。	○					健康課
92	こころのとまり木相談会	突然身近な人を亡くされた人に対し相談会を開催（臨床心理士の個別相談）月1回程度	突然身近な人を亡くされた人に対し相談会を開催し、遺族等のこころのケアと生きる支援の充実を図ります。	○					健康課

No	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた 事業内容	対象					担当課等
				全市民	子育て	重点			
						高齢者	職域	若者	
93	アルコール相談会	アルコールやギャンブル依存症などの問題を抱えた本人、家族に対し相談会を開催（相談は新潟マックと保健師が対応） 月1回程度	アルコールやギャンブル依存症等の問題を抱えた本人、家族に対し相談会を開催し相談を通して自殺予防につなげ生きる支援となるよう相談対応の充実を図ります。	○					健康課
94	電話及び窓口での健康相談	市民のこころや身体に関する悩みや不安に対して、保健師、看護師及び管理栄養士等が健康相談に応じる。	市民のこころや身体に関する悩みや不安に対して電話や窓口での健康相談に応じ、相談を通して自殺予防につなげ生きる支援となるよう相談対応の充実を図ります。	○					健康課
95	健康相談事業 あなたの健康相談会	健康課及び各支所において、生活習慣病予防等、健康に関する相談に応じる。	生活習慣病予防等の健康に関する相談に応じる中で、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる市民の相談を通じて自殺予防につなげ、生きる支援となるよう相談対応の充実を図ります。	○					健康課
96	訪問指導事業	健診結果に基づき、健康管理上指導が必要と認められる人とその家族に対して保健指導を行い、健康の保持増進を図るもの	訪問指導の際に、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる対象者とその家族に対して、相談を通じて自殺予防につなげ、生きる支援となるよう相談対応の充実を図ります。	○					健康課
97	特定保健指導事業	特定健診に付随して行う、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者及び予備群を減少させ、生活習慣病の発症や重症化を予防するために実施するもの	特定保健指導の際に、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる市民の相談を通じて自殺予防につなげ、生きる支援となるよう相談対応の充実を図ります。	○					健康課
98	長岡地域若者サポート ステーション事業	「長岡地域若者サポートステーション」において、地域の関係機関とも連携し、15～39歳までの若年無業者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援する。	働くことに悩みを抱える若年無業者を就労につなげるため、コミュニケーション能力の養成や就職活動への個別相談など、地域の関係機関と連携しながら、社会的自立までのサポートを行います。					○	産業支援課
99	子どもふれあいサポート 事業	いじめ、不登校、問題行動など、子どもをめぐる様々な問題に対して、その対応と予防を図る。 1 適応指導教室の運営（市内4か所） 2 子どもサポートカウンセラーの配置（教育センターでの相談対応） 3 心ふれあい相談員の配置 4 サポートチームの運営	いじめ、不登校、問題行動など、子どもをめぐる様々な問題に対して、適応指導教室、カウンセラー等によるその対応と予防を充実し、子どもの抱えている悩みや困りごとの軽減を図ります。		○				学校教育課
100	子育ての駅事業	保育士や子育てコンシェルジュが常駐する子育て支援施設。親子の遊びの場、多世代交流の場、相談の場などを提供。	親子が集い交流する場や、相談ができる場を設けることで、孤独な環境での子育てや家庭環境などの負担による自殺のリスクの軽減を図ります。 また、子育てコンシェルジュ等の職員がゲートキーパー研修に参加し、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。		○				子ども家庭課
101	ファミリー・サポート・ センター事業	子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人を会員組織化し、援助活動を運営する。	子育て中の親がファミリーサポート事業を利用することで、孤独な環境での子育てや家庭環境などの負担による自殺のリスクの軽減に寄与します。		○				子ども家庭課
102	子育てコンシェルジュ事業	子育てに関する相談対応や子育てに役立つ情報提供のほか、必要に応じて関係機関につなぐ。	気軽に相談できる場を設け、相談者の心のケアや必要に応じて適切な関係機関につなぐことで、自殺のリスクの軽減に寄与します。また、子育てコンシェルジュが、悩みのある保護者のつなぎ役となり、自殺につながるような相談を見逃さず、関係機関へつなぐことができるよう、ゲートキーパー研修を受講します。		○				子ども家庭課

No	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた 事業内容	対象					担当課等
				全市民	子育て	重点			
						高齢者	職域	若者	
103	妊娠届出	妊産婦の健康管理と健康増進を図るため、妊娠届出により母子手帳を交付するもの。	妊娠、出産に対する不安を相談することで、安心して出産できるよう、母子手帳の発行は保健師や助産師等の専門職が行います。また、ゲートキーパー研修に職員が参加し、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。		○				子ども家庭課
104	新生児・産婦訪問	訪問が必要と思われる妊産婦・および新生児を持つ保護者に対して、助産師、保健師が家庭訪問を行い、産後の体調確認、育児状況・栄養方法を確認して助言を行うもの。	妊娠、出産、育児に対する不安を保健師や助産師等の専門職に相談することで、安心して出産、育児ができることにつながるよう支援していきます。また、ゲートキーパー研修に職員が参加し、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。		○				子ども家庭課
105	こんにちは赤ちゃん訪問	乳児のいる家庭を保健師・看護師・栄養士などが訪問し、育児不安などの相談に応じ孤立化を防ぐことで乳児の健全な育成環境の確保を図るもの。	乳児のいる家庭を保健師・看護師・栄養士などが訪問し、育児不安などの相談に応じ孤立化を防ぎます。また、児の発育発達や育児相談を行うことで、育児不安の軽減を図ります。ゲートキーパー研修に職員が参加し、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。		○				子ども家庭課
106	子育て電話相談	保健師・助産師等が電話、窓口にて子育てに関する相談や情報提供を実施し、不安の解消に努めるもの。	電話や窓口で育児相談を行い、育児不安の軽減を図ります。また、ゲートキーパー研修に職員が参加し、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。		○				子ども家庭課
107	産前産後サポート事業	妊娠期からの切れ目ない支援の一環として、身近に支援者がいない、不安が強い等、家庭や地域で孤立感のある養育者に対して、安心して子育てができるよう支援するもの。	妊産婦が抱える悩みに対し、継続して支援することで、安心して子育てができるようにサポートを行います。また、ゲートキーパー研修に職員が参加し、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。		○				子ども家庭課
108	家庭児童相談室の運営	子どもの養育等に関する悩みや心配事などの相談に応じるもの	子どもの養育等に関する悩みや心配事などの相談に応じるとともに、ゲートキーパー研修に職員が参加し、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。		○				子ども家庭課 (子ども家庭センター)
109	1. 6、3歳児健診	乳幼児健康診査	乳幼児を抱えた母親の抱えがちな自殺のリスクと対応を理解してもらうことで、保護者、養育者との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。		○				子ども家庭課
110	青少年育成センター事業 (相談窓口)	青少年の非行防止、健全育成を図るための事業として相談窓口を設置	相談員がゲートキーパー研修に参加し、リスクに気づき、つなぎ役として対応をとれるよう取組を充実します。					○	青少年育成課



(5) SOSの出し方と受け止め方に関する支援

No	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた 事業内容	対象					担当課等
				全市民	子育て	重点			
						高齢者	職域	若者	
111	ウィルながおか相談室 一般相談	夫婦・家族間の人間関係、生き方等の悩み相談	自殺のリスクが懸念される相談者について、情報共有・連携した相談対応を行います。ゲートキーパー研修に職員が参加し、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。						人権・男女共同参画課
112	ウィルながおか相談室 仕事・職場の悩み専門相談	職場の人間関係、セクハラ・パワハラ、再就職等の悩み相談							
113	ウィルながおか相談室 からだの悩み専門相談	年齢とともに変化するからだの悩み（更年期等）相談							
114	ウィルながおか相談室 出前相談	夫婦・家族間の人間関係、生き方等の悩み相談（各支所、子育ての駅等で相談可）							
115	DV相談事業	DVに関する悩み相談	中学生・高校生等にDVや相談機関について正しい知識を持ってもらうよう意識啓発・情報提供を行い、DVの防止や実際にDV被害を受けた際に、必要な支援やサービスにつながるよう取組を進めます。						人権・男女共同参画課
116	DV防止・被害者支援事業 デートDV出前講座	中学校・高校等で生徒・教職員・保護者向けにデートDVに関する講演を行い、被害者にも加害者にもならない人間関係の築き方を学んでもらう。							
117	ゲートキーパー研修会	市役所職員や地域住民に対してゲートキーパーの役割について学ぶ研修会を実施。	市役所職員のうち、各課の窓口にて市民の相談等を受ける職員等及び関係機関の職員、また地域住民等が、悩みを抱えた人のSOSに気づき受け止めることができるよう、ゲートキーパー研修の受講を促し、計画的にゲートキーパーの養成と周知を図ります。	○					健康課
118	若者への相談体制の整備	若者に対する相談窓口の把握を行う。また、庁内および関係機関と相談体制について検討する場を設定する。	若者、特に高校中退者や20歳代の若者に対する相談窓口の把握と、庁内外の相談体制の整備を目的に、相談体制について検討する場を設け、体制を整備します。					○	健康課
119	児童生徒の心のケア推進事業	養護教諭が心のケアに関する業務をしやすいように養護教諭の業務補助員を派遣する。	養護教諭の業務補助員を派遣し、養護教諭が子ども達の悩みや、SOSをより受け止めやすくすることで、子どものこころのケアに関する支援の充実を図ります。		○				学務課
120	子どもふれあいサポート事業	いじめ、不登校、問題行動など、子どもをめぐる様々な問題に対して、その対応と予防を図る。 1 適応指導教室の運営（市内4か所） 2 子どもサポートカウンセラーの配置（教育センターでの相談対応） 3 心ふれあい相談員の配置（年間を通し、小・中学校に派遣） 4 サポートチームの運営（関係機関が必要に応じて入る）	適応指導教室、子どもサポートカウンセラー、心ふれあい相談員等の活動を通じて、いじめ、不登校、問題行動など、子どもをめぐる様々な問題に対して、その対応と予防を図り、子ども達がSOSを出しやすく、受け止めやすい取組を進めます。		○				学校教育課

No	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた 事業内容	対象					担当課等
				全市民	子育て	重点			
						高齢者	職域	若者	
121	長岡市教育センター事業	教職員の資質・能力を向上させるとともに、子ども、保護者及び学校の支援を行う。 1 研修講座や要請研修の実施（SNS 利用法、いじめ対応など内容は様々） 2 教育相談の充実（各学校で行う教員と児童生徒の面談+相談充実のための研修）	教員が子どもたちのSOSを受け止めることができるよう、教員研修や教育相談を充実し、様々な悩みを抱えた子どもたちの悩みの軽減を図ります。		○				学校教育課
122	青少年育成センター事業 （相談窓口）	青少年の非行防止、健全育成を図るための事業として相談窓口を設置	相談員がゲートキーパー研修に参加し、リスクに気づき、つなぎ役として対応をとれるよう取組を充実します。					○	青少年育成課

## 長岡市自殺対策計画

平成 31 年3月

発行 長岡市

編集 長岡市福祉保健部健康課

〒940-0084

新潟県長岡市幸町2丁目1番1号

電話 0258(39)7508

FAX 0258(39)5222

e-mail [kenkou@city.nagaoka.lg.jp](mailto:kenkou@city.nagaoka.lg.jp)